

衆議院 安全保障委員會會議錄 第三号

平成二十二年十一月十一日(木曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 平野 博文君

理事 下条 みつ君 理事 神風 英男君

理事 空本 誠喜君 理事 宮島 大典君

理事 村越 祐民君 理事 今津 寛君

理事 岩屋 毅君 理事 佐藤 茂樹君

安住 淳君 井戸まさえ君

磯谷香代子君 小原 舞君

岡田 康裕君 神山 洋介君

菊池長右衛門君 高橋 昭一君

玉城デニー君 西村智奈美君

萩原 仁君 松本 大輔君

村上 史好君 山尾志桜里君

渡辺浩一郎君 渡辺 義彦君

江渡 聡徳君 小里 泰弘君

木村 太郎君 新藤 義孝君

中谷 元君 浜田 靖一君

松浪 健太君 吉井 英勝君

服部 良一君 下地 幹郎君

防衛大臣

内閣府副大臣

総務副大臣

外務副大臣

防衛副大臣

総務大臣政務官

防衛大臣政務官

政府参考人

(防衛省大臣官房技術監)

政府参考人

(防衛省大臣官房審議官)

政府参考人

(防衛省防衛政策局長)

政府参考人

(防衛省運用企画局長)

政府参考人

(防衛省経理整備局長)

政府参考人

(防衛省地方協力局長)

安全保障委員会専門員

委員の異動

十一月十一日

辞任

高橋 昭一君

萩原 仁君

山尾志桜里君

武田 良太君

中谷 元君

赤嶺 政賢君

照屋 寛徳君

同日

補欠選任

磯谷香代子君

岡田 康裕君

村上 史好君

小里 泰弘君

松浪 健太君

吉井 英勝君

服部 良一君

同日

補欠選任

山尾志桜里君

井戸まさえ君

十一月十一日

防衛省の職員

の給与等に関する法律等の一部を

改正する法律案(内閣提出第二〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出、第七十七

回国会開法第二七号)

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を

改正する法律案(内閣提出第二〇号)

○平野委員長

これより会議を開きます。

第七十四回国会、内閣提出、防衛施設周辺の

生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する

法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。北澤防

衛大臣。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○北澤國務大臣

おはようございます。

ただいま議題となりました防衛施設周辺の生活

環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律

案について、その提案理由及び内容の概要を御説

明いたします。

防衛施設周辺地域における生活環境等の整備に

係る需要が多様化していること等にかんがみ、特

定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に

当たつて特に配慮すべき市町村の事業並びに特定

防衛施設周辺整備調整交付金の交付の対象となる

事業として、公共用の施設の整備に加えて、その

他の生活環境の改善または開発の円滑な実施に寄

与する事業を規定する必要があると見做します。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を

御説明いたします。

これは、特定防衛施設及び特定防衛施設関連市

町村の指定に当たつて特に配慮すべき市町村の事

業並びに特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付

の対象となる事業について、公共用の施設の整備

またはその他の生活環境の改善もしくは開発の円

滑な実施に寄与する事業とするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の

概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あら

んことをお願いいたします。

○平野委員長

これにて趣旨の説明は終わりました。

○平野委員長

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として防衛

省大臣官房技術監秋山義孝君、防衛省大臣官房審

議官鈴木英夫君、防衛省防衛政策局長高見澤將

林君、防衛省運用企画局長櫻井修一君、防衛省経

理整備局長西正典君及び防衛省地方協力局長井上源

三君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じ

ますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○平野委員長

御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○平野委員長

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。小原舞君。

○小原委員

おはようございます。民主党の小原

舞でございます。

このたびは質問の機会を与えていただきまし

て、ありがとうございます。

私の地元京都北部は自衛隊の基地を多く有する

土地でありまして、舞鶴には海上自衛隊、福知山

には陸上自衛隊、京丹後には航空自衛隊を有しております。まさに日本海側の防衛のなめであると思っております。

私自身も、短い期間ではございますが、海上自衛隊に自衛官として所属し、隊務と訓練の日々を過ごした経験を持っております。

このように、自衛隊を身近な存在として感じる土地に生まれ育ち、みずからも自衛官であった立場、そして現場の視点から質問ができればと思っております。よろしく願ひいたします。

先月に、私が海上自衛官として勤務しておりました舞鶴地方総監部の方々とお話しする機会がございました。その際、十月二十九日のイージス護衛艦「きりしま」のS M 3 発射試験成功の話題になりました。弾道ミサイル防衛の導入時には、技術的な観点からさまざまな議論がなされ、マスコミ等でも技術的不安が喧伝されましたが、その不安を払拭しつつあるこのたびの成功が一般報道に余り大きく扱われておりません。

私が調べた限り、読売、朝日、日経の三紙に小さく扱われたのみで、あとはネットに取り上げられるくらいです。数々の非難を受けながらも、肅々と任務について日々の訓練の結果を出している隊員の士気が下がるようなことがあってはならないと思いますが、このたびの試験成功の概要と、防衛省ではどのような広報をしているのか、お聞かせください。

○安住副大臣 小原委員は、舞鶴の海上自衛隊の御出身であると。古く言えば、舞鶴は帝国海軍の鎮守府の時代から我が国の防衛の拠点でございます。蛇足でございますが、東郷平八郎連合艦隊司令長官もその着任前は舞鶴の鎮守府の長官をなさっておったと聞いておりますので、そうした地域の中で日ごろ自衛隊の活動に大変温かい御支援を賜りましたこと、まず厚く感謝を申し上げておきます。

今御指摘のお話は、十月二十九日のイージス艦「きりしま」によるS M 3 ミサイル発射実験の成功ということでございます。これによりまして、

イージス艦のS M 3 搭載が四隻体制、「こんごう」、「ちよukai」、「みようこう」、「きりしま」ということになりましたので、我が国の防衛にとっては、特に海上防衛につきましては非常に大きな歴史的な成功であったというふうに認識をしております。

広報活動はどうなっているのかという話でございますけれども、我が方としては、ホームページにこれを載せて、報道機関へのプレスリリースをしっかりとやらせていただいたんですが、御指摘のとおり、これを扱っていただいたのは読売、朝日の夕刊、日経、毎日の朝刊ということで、扱いについては、それぞれの会社の御判断でございますが、やや少なかつたかなと。ただ、出身だから言うわけじゃありませんが、ちなみにNHKのニュースでは、七時のニュースで十月二十九日にしっかりとやったということは事実でございます。

○小原委員 ありがとうございます。政策はすべて、国民の皆様いかに御理解いただくかが重要ですが、特に安全保障政策は国民の皆様への御理解があつてこそのものだと思っております。国民の皆様は安全保障の重要性や自衛隊の活躍等についていかにお知らせし、国民の皆様はその活動を理解していただくかを、政府・与党一体となつて今こそ考えていくべきと思っております。防衛意識の向上の観点からも、あらゆる方法で、安全保障について、自衛隊についてアピールする必要がありますと思っております。

そこで、このたびの防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部改正、いわゆる環境整備法について質問に入ります。

自衛隊の存在を市民に直接働きかける意味で、交付金も一つのツールであろうかと思っております。そこで、このたびの特定防衛施設周辺整備調整交付金の趣旨、目的、その中でまた広報効果を含めているのかについても伺ひたいと思ひます。

○松本大臣政務官 答弁の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

御承知のとおり、これは昭和四十九年にできた制度でありまして、ジェット飛行場や、あるいは砲撃が実施される演習場等について、特に周辺住民の生活環境等に著しい影響を及ぼすということ、その不利益を是正するという観点から、公共用の施設の整備、つまりハード整備にその使途が限られてきたわけであります。

ところが、住民のニーズも多様化しておりますし、実際に関連の市町村からは要望等も出てきたこと、さらには昨年の行政刷新会議の事業仕分けにおいても使途の自由化などが指摘をされてきたところでもあります。こういったことを踏まえて、今回ソフト事業にもその使途を拡充するという内容でありまして、例えばコミュニティバスの運行であるとか、あるいは医療費の助成であるとか、こういったことに使途を拡充しようということでもあります。

さつき、政府・与党一体となつて広報に力を入れていかなければいけないというお話がありました。小原委員も党で広報を担当していらっしゃるというふうな承知をしておりますけれども、各地方の防衛局が発行する広報誌など、さまざまな機会をとらえて、施策の周知宣伝を行つてまいりたいと思ひます。

○小原委員 どうもありがとうございます。

この交付金は、いわゆる基地があるゆえに伴う市町村の特別の財政需要を考慮して配分されるものであります。

私の地元舞鶴は、自衛隊関連港湾が所在する市町村として交付金を受けておりますが、調整交付金は、従来の使途が限定されている中で、例えば市道、消防無線、防火水槽などに使われてきました。けれども、一般市民からは、この市道などの公共用施設の整備が、基地があるゆえにという調整交付金によってつくられている認識がないというのが現状です。

調整交付金の趣旨をお伺ひし、いわゆる広報が主たる目的ではないことは理解するものの、一般物件費の四一%、三千九百四億円の概算要求額で

あるこの基地対策経費等について、住民の皆様への理解を深めるためにアピールは必要だと思われまふ。

先ほど御答弁にもありましたように、事業仕分けによつて、使途をより自由にして使い勝手をよくするという評価結果に関しては、基地を有する自治体は賛意を持って迎えていただいていると認識しておりますが、一方で、ほかにでも使えるということによつて、その趣旨や意図が薄れるという危惧も聞いております。

例えば、小児医療助成に交付金を使った場合、この助成は自衛隊の基地の関係交付金を財源としている、そういった旨の記載などができるものでしょうか、お伺ひいたします。

○松本大臣政務官 その関連性が薄れるのではないかとというようなお話でありますけれども、そもそも、地元自治体の要望に基づいて今回資金使途を拡充するということでありますので、そういった特定の施設の影響が著しい地域に限つて行つていく事業については、その御理解を深めていくためにも、地元自治体の納得性をより高めていく、より使い勝手がよいものにしていくということでは制度の趣旨と離れるものではないというふうな思つております。

広報についても、さつきも御紹介しましたけれども、広報誌や、あるいはホームページを活用する、こういったことで周知徹底を図つてまいりたいと思ひますし、例えばごみ収集車に、一部では周辺整備調整交付金というふうな文字を入れて走つてもらつたりというふうな工夫も行つておりますので、御指摘のような御懸念にならないように、そういったことのないように周知徹底を図つてまいりたいと思ひます。

○小原委員 ありがとうございます。

また一方で、地元で話を聞いておりますと、ハード経費等に関しても、リニューアルに至らない程度の小さな改修、修繕に係る経費、施設の管理運営といった分野にも使い勝手がよくなるようという要望をいただいております。これまで

は、国の出先機関によって、一部の改修などは対象にならない、全面リニューアルであればというような指導が入っていたと聞いております。

この件についてでございますけれども、ハード面についての使途制限の撤廃、緩和についても、今後の展望も含めてよろしくお願いいたします。

○松本大臣政務官 今回の改正に当たって、大規模改修以外でも、通常の維持管理にもその使途を拡充しますので、今、委員が御指摘をされたようなことにも使えるように、使途を自由化していく、より柔軟に改めていくということであります。

○安住副大臣 実はこの法律は昭和四十九年に施行されて、私ごとで恐縮ですが、私の地元も、松島航空基地ということで訓練生の受け入れをして、大変なジェット機の騒音等があった、この補助金をやはり受けておりました。

しかし、私もそうでございますけれども、やはり地元には、委員おっしゃる通りに、今までいわれるハードな箱物にばかりこれが使われている。しかし、実はそれはそれぞれの地域ではもうかなり整備がされたんですね。ですから、やはり使い勝手のいいお金に、一言で言えば地方のことは地方で決められるような財源にしてほしいと。

ただ、それを広げていくと、いわゆる事業仕分け等が出てくるような話にもなってくるのですが、これはあくまでも騒音障害や周辺基地の特異な障害に対する手当て、やはり特定財源だという認識の上に立つて幅を広げていくということ。今回の法案が出てきた。その中身が、今、政務官が御説明させていただいたような幅で広がっている。それが自治体にとって使い勝手のいいものになるのではないかと趣旨でございますので、そのことをぜひ理解していただければと思います。

○小原委員 ありがとうございます。

また、このたび、使い勝手がいいという方向の中で、単年度事業だけでなく継続事業への

ニーズが多いという現状にかんがみて、今回の改正で交付金を活用した基金を設けることができるようになる。伺っておりますが、この基金設置の、今の段階で考え得る利点や問題点について伺いたいと思います。

○松本大臣政務官 基金設置の具体的なメリットでありますけれども、まず一点目は、年度を越えての事業の実施が可能になる、二点目は、積み立てを行いますので、そうすれば規模の大きな事業を実施することが可能になってくる、あと三点目としては、煩雑な事務から開放される、年度ごとに交付申請手続をやっていくということから解放されるということが考えられようかというふうに思います。

逆にデメリットでありますけれども、現時点では、特に問題があるというような報告は受けていないところであります。

○小原委員 どうもありがとうございます。使い道、使途についての自由度が広がることは大変好ましいことであると考えますので、ぜひ、その点では引き続き前向きによろしくお願いいたします。

地域主権改革を進める中で、私も、総務委員会所属の際、本会議で地域主権関連三法案について質問させていただきましたが、住民に一番身近な自治体が地元ニーズを酌みながら判断、決定していくべきだと思っております。

そこで、ひもつき補助金から一括交付金化について伺いたいと思います。

今後、一括交付金の算出方法が検討されるのだと思いますが、基準財政需要額の係数などに組み入れて交付金を支払うというような形では、この調整交付金の趣旨から外れてしまうという危惧を抱いております。調整交付金は一括交付金にないまじいと思っておりますが、御見解をお聞かせください。また、現段階での議論を確認させてください。

○逢坂大臣政務官 小原議員の質問にお答えいたします。

まず、今、ひもつき補助金を廃止して一括交付金化するという作業でございますけれども、菅総理の非常に強いリーダーシップのもとで、地域主権戦略会議でこれからの検討が進められることになっております。

それで、二十三年度においては、投資的な補助金について、なるべく広い範囲を対象として一括交付できないかということで、現在、制度設計を考えております。

その際、除かれるものでありますけれども、例えば災害対応の補助金でありますとか国家補償的な補助金、これらを初めとして幾つか除かれるものはあるというふうに思っています。

そこで、御指摘の特定防衛施設周辺整備調整交付金でございますけれども、これは先ほど安住副大臣からも説明があったとおり、ある一定の地域に基地がある、そしてそのことによるいろいろなデメリットに対する交付金でありますから、地域に着目をして配分されるものだと思います。

ので、一括交付金化の中からは除くべきではないかなというふうに私自身は今考えているところでございます。そうした考えもベースにしながら、制度設計をしてまいりたいと思います。

○小原委員 前向きな御答弁、ありがとうございます。地方選出議員として、一括交付金には大きな期待を寄せておりますけれども、その一方で、この交付金のように一括交付金にそぐわないものもあるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、準自衛官という自衛官の新たな身分について伺いたいと思います。八月に決定された安防懇の中で、「人的基盤」の節においてこのように記載されておりました。

「必ずしも自衛官でなくともできる仕事については、自衛官に準ずる身分を新設し、現役自衛官をこれに移し、事務官・技官に準じた処遇をする等、人材を効率的かつ安定的に活用することも考えられる。」という一文が入っております。

今の現状をかんとみますと、隊員の高齢化や退職者の増加による人件費の増加という財政事情はあるものの、やはり現場にいた立場として、事務職等の後方部隊も臨戦態勢に入る訓練を受けていて、有事の際に対応していくという体制になっております。こういった構想が、自衛隊としての全体の士気にかかわるか懸念しております。

この準自衛官について、大臣の御見解を改めて伺いたいと思います。

○北澤国務大臣 お答え申し上げます。

小原議員は、私はきょう初めて御質問をいただいたわけですが、本日の提案理由を説明した法律は昭和四十九年に制定されて、その年にお生まれになった小原さんが第一バツターで質問されるということに、何か因縁を感じるような気がいたします。翌年、私は初めて県会議員に当選しました、余計なことではありますが。

今お話しすることは極めて重要なことでありまして、現在御案内のように、自衛隊の年齢構成は、どうしても若年が少なくなつて熟練者たちがふえてきている。これを何とかしなきゃいかぬというのは大きな課題でありまして、新防懇でも、先ほどお話のあったような提案をいただいております。

準自衛官というようなネーミングについては、私も必ずしも妥当とは思っておりません。私どもは必ずしも妥当とは思っておりません。ありまして、今、真剣にこの人的構成について検討を重ねておりまして、そろそろ防衛省・自衛隊としての案も固まるであろうというふうに考えております。

いずれにしても、精強性を保持しながら、一方で、志を持って、人生をかけて自衛隊に入りたいといった隊員の皆さんの将来に危惧を与えるようなことがあってはいけません、そういうことも熟慮しながら近々成案を出してまいりたい、このように思っております。

○小原委員 ありがとうございます。

質問の終了時間が来ましたので、これで質問を終わらせていただきますけれども、国

際状況の変化の中で、日本の安全保障のあり方、また自衛隊のあり方を今後どうしていくか、そういうことを真摯に議論していく中で、また新大綱や中期防の策定についても私も一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

本日は、まことにありがとうございました。

○平野委員長 次に、下地幹郎君。

○下地委員 小原委員のさわやかな質問の後に質問するのはなかなか困難なものであります。岩屋さんとか、そういう方々、ひねくれた人の後の質問はやりやすいのでありますけれども。

そういう意味でも、私の方から質問したいと思っておりますけれども、この法律は、非常にすばらしい、住民の皆さんの防衛省に対する思いをよく酌んだ法改正だと思っておりますから、これからはハードだけじゃなくてソフトをやるとするのは非常に大事だと思っておりますので、ぜひ法改正をしなから住民の期待にこたえて、安全保障をしつかりとみんなで見守ろうというような雰囲気をおつくりになることをお願いしておきたいと思っております。

さて、大臣、きょうは沖縄の知事選挙の告示日であります。きょうが告示日ですから、きのうまでと違って、きょうお話しすることはもう政治家の公約ですよね。この公約で、沖縄の復帰後の選挙の中で、基地問題の政策がある意味与野党で同じ政策になったのは初めてなんですよ。県外、国外ということが、仲井真候補の場合においても伊波候補の場合においても一緒にあった。これは、今までの知事選挙を見てきた者からすると、本当に変わったなという選挙になってしまったと思うんです。

こういうふうに変った背景を、鳩山総理が最低でも県外、国外と言ったから、こういうふうになつてしまったんだと自民党もよくおっしゃいますけれども、二年前に県議会選挙がありました。このときに、四十八名のうちに、今二十六対二十二になっているんです、野党が二十六、与党が二十二。その前の、四年前の選挙は、二十六対二十

二で、与党が二十六、野党が二十二。これは、鳩山さんができたからこういうふうに変つてきたんじゃないかって、その前の選挙のときから、基地は反対という人たちが二年前のときからもう選挙の中では勝ち始めているんですよ。

そこが大きなポイントになってきてまして、沖縄県民の基地問題に対する総意が県外、国外となった選挙、基地問題が一〇〇％同じ考えになった選挙というのは、基地問題が争点にならない選挙というのは初めてだ。自民党も民主党も県外、国外ですから、県連は。

こういうふうな、党本部との矛盾があつたにしても、地元はそうなつてしまったという選挙の状況を大臣はどういうふうに見られているのか、御感想でもお聞きをさせていただきたいと思ひます。

○北澤国務大臣 くしくも告示日にこの委員会が開かれたということでありまして、私もいささか緊張をいたしておるわけでありまして、今、下地委員が言われたように、沖縄の知事選は挙げて県外、国外ということ、一方は県外、一方は県外、県外、こういうふうにおつしやつておるわけなんです。

ただ、日米で合意したものをほごにするということ、これは、国益からしてもなかなかそれはできる話ではないわけでありまして、私たちも、どちらが当選するか、かたずをのんで待つような感じでありまして、でき得れば、今後とも政府と真剣に議論、相談をし合えるような体制が沖縄にできれば大変ありがたい、このように思っております。

○下地委員 日米合意がありますから、国間の信頼関係もありますので、そう簡単に日米合意を破棄して新たなものというわけにはいきませんけれども、ただ、沖縄の現状は厳しいねということを踏まえながら、どういうふうな対応をしていくのか、これからも一緒に考えていかなければいけないというふうに思ひます。

さて、質問ですけれども、新聞報道に、与那国に今度二百人規模の沿岸監視隊をつくられるとい

うような記事が出ておりますけれども、この報道が正しいのか、それと二百人規模というのが正しいのか、この二つをお答えいただいで、そして、もしおやりになるというならば、どうしてこれをやらなければいけないのかということをお聞きをわたりやすく説明していただきたい。

私の方は、これはもうぜひやっていただきたい。国境の地域に自衛隊がないというのはおかしい。昔、伊良部町というところ、下地島を抱えている伊良部町が町議会全会一致で、中谷防衛庁長官に下地島空港を使うべきだといつて持つていったことがあります。私はもう前からやるべきだと言つてきたわけですが、それがやつと実現する。国境の地域を守る、そういうふうな形になつてまいりましたので、この事実関係と、それをやりになるというならば、それに対する大臣の御説明をお願いしたいと思ひます。

○北澤国務大臣 お答え申し上げます。

与那国を含めて、島嶼部の防衛というのは極めて重要であるという認識を基本的に持ちまして、随時検討をしております。

ただ、報道にありますように、中隊規模とか、二百人という中隊規模ということになるわけですが、ありますが、そのことにこだわらなつてはありませんが、いずれにしても、もう御案内のように、来年度予算に三千万の調査費を計上いたしておりますから、これをぜひまた御決定いただいで、早急に調査をしてまいりたい。

調査費というのは、島嶼部全体を網羅して調査すること、特に、今もう御案内のように、与那国を含めたあの地域は、我が国の先島防衛の空白地帯というふうにも表現されておりますので、その辺の整備。それから、例えば与那国にしても石垣にしてもどこにしても、部隊を配置するとすれば、地図上にある道路であるとか河川であるとか

そういうものが、地図の上ではわかつておつても、現状が、樹木が生い茂つておつて非常に現実的でないというふうなこともありますので、そういう詳細な調査をした上でやっていきたい。

ぜひまた御協力をいただいで、我が国の防衛に遺漏なきを期してまいりたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

○下地委員 平成二十二年に第一混成団が旅団にかわりましたね。その前の年には、F4の戦闘機がF15にかわりました。それは、南西諸島の強化という意味では正しい判断だと思います。

しかし今、この前、日には定かじやありませんけれども、沖縄本島と宮古島の間を、中国の艦船が第一列島線と言われるところを通過していくという、もう本当にある意味屈辱的なことが起こつたわけですから、これだけでは僕はだめだと思ふんですね。やはり、最終的には、この宮古と沖縄本島の間をしつかりと防衛ラインとして乗り越えられないようにしておくことは、シーレーンを守るという意味でも物すごく大事なことになるので、私は、与那国にこの中隊規模を置くだけではなくて、宮古に哨戒艇の話や、そして海上自衛隊をやはり配置して強化をしていくというふうなことがもう至つて必要になつてきていると思ふんです。

だから、この与那国に置いたものが防衛レーダーを持つて、中国の尖閣諸島における監視をするのもやらなければいけないことですから、もう一回、海上自衛隊、陸上自衛隊、そして航空自衛隊、全部を含めて、南西諸島の、この三千万の中で、いろいろなことが盛り込まれると思ひますけれども、本格的に我が国のことは我が国で守つていくような姿勢を見せるような、ぜひわかりやすい結果を早目に出していただいで、このスケジュールをちゃんと実行していくというふうなことをぜひお願いしたい。

そして、下地島空港がありますけれども、この空港も自衛隊が活用して、しっかりとその役割を担うということも必要だと思いますから、垣根なく、国の方がこうしたいんだということを提案していく、これがもう必要だと思いますから、そのことをぜひお願いさせていただきたい。

私の今の考えに対して、大臣の答弁をいただい

て、終わりたいと思います。

○北澤国務大臣 幾つか御提案をいただきました。

下地島の空港、これは国を守る防衛省・自衛隊としては大変に魅力のあるものでありまして、これが実際に活用できるかどうかということも検討はしていきたいというふうに思っています。

それから、沖縄本島との間、無害通航について、これをどうこうするというわけにはいきませんけれども、これに対応する我が国の一つの施策とすれば、今度の防衛大綱、中期防で我々が想定しておりますように、潜水艦の増強をぜひ図っていききたい。それからさらには、次期戦闘機のF-Xについても、高性能なものを確保して、海と空で万全なものを期していきたい、このように考えておる次第であります。

○下地委員 ありがとうございます。

○平野委員長 次に、木村太郎君。

○木村(太)委員 おはようございます。

早速ですが質問させていただきたいと思えます。

鈴木総務副大臣、他の委員会と重なっているということですので、先にちよつと地元のことから聞かせていただきます。

私、副長官をしていたときに、世界で初めて、日本の私の地元の車力というところに、Xバンドレーダーというものを配置したんですね。大変粘り強く地元の皆さんと話し合いを重ね、受け入れをしていただいたという経緯があるわけですが、つがる市車力地区から、毎年のように防衛省にも総務省にもいろいろな要請が続いているわけですが、まず、防衛省として、このXバンドレーダーを配置していただいているつがる市に対しての今後の支援というか、バックアップをどう考えているのか。

○安住副大臣 先般、市長さんと市議会の幹部の皆さんがおいでになられましたので、私の方で三十分ほど親しく会談をさせていただきました。

道路整備それから補助整備、もちろん地元です

から委員がもう一番御存じのことでございますけれども、道路整備や補助整備等について要請もいただきましたものですから、車力地域全体と駐屯地を結ぶ道路を引き続きやっていったり、また周辺の補助整備事業等についての協力については、私ももの方としても一生懸命やらせていただくことは、今後とも御指導賜りますようにということ、私の方からごあいさつとお願ひはさせていただきます。

○木村(太)委員 では、鈴木総務副大臣にお伺いしますが、国有提供施設等の所在市町村助成交付金、いわゆる基地交付金、それから調整交付金につきましては、自治体の固有税源であります固定資産税の代替的性格を持っておりまして、また地元のつがる市なんかでは、特別な財政需要に対応するため、極めて重要なものとなっているわけですから、平成二十二年度の基地交付金予算額を見ますと、固定資産税相当額の三割にも満たないというのが現状なんですね。ですので、今後どう対応していくのか。

あわせて、Xバンドレーダーというのは移動式なんです、実際には固定して運用しているんですね。そこで、このXバンドレーダーというのは基地交付金が調整交付金が交付される対象にすべきではないかという強い地元の声があるんですけど、どう考えておりますか。

○鈴木(克)副大臣 御答弁させていただきます。私のところへも、先般、市長さん初め議会の御代表がお見えになりました、いろいろと御要望、御要請をいただいたところでございます。

今お話しのように、基地交付金、調整交付金は固定資産税の代替的性格を持っているわけでありまして、いざにいたしまして、今御指摘のように、総額でいうと二九・数%、約三割というふうな状況でございます。ただ、これは市町村の財政需要に対するいわゆる財政補給的な性格でございます、そのすべてをこれで代替していただくということではなくて、補給的な性格だというふうなご理解をいただきたいと思います。

す。

例えば、対象資産額、固定資産税の一・四%を掛けると、確かに金額的には相当大きな額になってまいります。これは、約九百十六億ということですかね。いざにいたしまして、今の二九・二%しかないということでございますが、ただ、固定資産税の場合は、御案内のように、課税標準の特例とか、それから負担調整措置がとられておるものですから、いきなり三分の一しかないというところで比較というのはなかなかできないというふうな思っております。

いざにいたしまして、前年度に対して同額の要求を今行っておりますが、全体には一割カットという大変厳しい状況であります、事この金額に対しては、前年と同額を我々今要求させていただいております、先般の御要望に十分おこたえするために今最善の努力をしておるということ、それを御理解いただきたいと思います。

それから、もう一点であります、Xバンドについて、固定されておるのではない、だから調整交付金の対象にすべきではないか、この御意見も確かに先般伺いました。しかし、これは御案内のように、車両そして機械、航空機と同様に、いわゆる調整交付金の対象になっておらないということでございます。

今御指摘のように、車はついておるけれども、輪っばはついておるけれども、ずっと固定しておるんだからそれはおかしいんじゃないか、こういう御見解もあるわけでありまして、これを言い出すと、では車両はどうなんだ、どれだけとまっておれば固定資産の対象になるのかとか、航空機がどうだとかというふうなことになるてまいりまして、現在のところは調整交付金の対象資産ではない、こういう見解をいたしております。

いざにいたしまして、フェンスだとか避雷針のついた建物とか、そういうようなものは対象資産になっておりますので、ぜひそこところは御理解をいただきたい、このように思っております。

○木村(太)委員 タイヤというか車はついておるんですけども、しかし、コンクリートがちゃんと敷かれていまして、だから見ても固定されているんですよ。ですので、実態的なことをきっちと把握して、総務省としてきっちと判断していただきたい。

副大臣、どうぞ、次の委員会へ向かってください。

それでは、副大臣にお伺いします。私、この安保委員会の委員長をやっていたときに、例の米軍再編のグアムへの移転というふうなことで、いわゆる百億ドルの予算というものを試算して、そのうち、百億ドルに対して日本が六十億ドルというふうなことを決定し、この委員会でも審議を経てということをしたんですね。そのときに、採決の際に、私の委員長席を民主党の議員の皆さんが取り囲みまして、マイクを外そうとするわ、委員長の進行のペーパーをぶんどった、もう大変な場面があったんですね。

そこで、副大臣はこの間グアムへ行ってきたわけですが、ことしの五月二十八日ですが、2プラス2で共同の発表をして。つまりは、私たちが決めたあの方針は正しかったと今の政権は認めるのか、そして百億ドル、そのうち日本は六十億ドル、自公政権時で決めたこと、これは正しかった、そしてあのとき反対を過激化した民主党は間違っていたと素直に認めますか。

○安住副大臣 木村委員長が取り囲まれた事案については、全く私認識がないものですから、今そういうこともあったんだと。しかし、お互い与党と野党でやっているときというのは、多少ちよつと、そういうことも国会戦術士もあつたと思えば、私がどういう立場で当時いたかわかりませんが、それはそれで遺憾なこともあつたろうな。特に河野議長なんかの当時、背広が壊れたり、与野党で激しく対立するときというのはよくいろいろあることはございます。

ただ、私は、例えば例を出すと、オバマ大統領のことを見ていただくと私どもの説明がつくので

はないかと思うんですけども、オバマ大統領も、イラク戦争に反対し、アフガン戦争に反対してかなり激しいキャンペーンをして当選しました。しかし、大統領になってからの決断としてアフガンスタンへの増派を決めた。それは、候補者として、また野党としての話と、自分が実政権運営をしたときの決断は違うんだということを大統領は明確におっしゃっておられるんですね。

私も、今政権を現実運営しております。その中で、合意されたことを正確に履行することに正当性があるというふうなことを私は考えておりますので直接行ったということでございます。そういう考え方に立つて、今はこのグアムのスキームというものをしっかりと実現したいという継続性を私としては了としております。

○木村(太)委員 つまりは、自公政権のときに決めた百億ドル、そのうち日本が六十億ドルを負担するということを認めるという答弁と私は今理解しました。いいですね。

○安住副大臣 当時の日本政府の決めたことを正確に私どもとしては実現をした方が、やはり日本にとってはプラスであろうというふうに考えております。

○木村(太)委員 そういう素直な姿勢をこれから大事にしていきたいと思えます。

それでは、次に入ります。

北澤大臣、私と岩屋野党筆頭理事は、我が党の国防部長であります。十一月五日、つまり海上保安庁のビデオが四日の夜から未明にかけて流出したとき、その五日の午前中に海上保安庁の石垣保安部に我々も入っていたんですね。海上保安庁の本庁から石垣保安部に職員が派遣される前にいたんですよ。ですので、流出して、国会議員としては一番最初にいたんですね、石垣に。

そこで、北澤防衛大臣、今回の中国漁船の衝突事件の映像が流出された事案、そして今神戸の航海士が事情を聞かれている、このことを防衛大臣としてはどういう認識を持っていますか。

○北澤国務大臣 この案件については、映像がイ

ンターネットに流出したということは、国家としても、そしてまた、私は閣内の一員としても極めて遺憾であるという基本的な認識を持っております。

また、本来、国家の情報というのは厳格に管理されなければいけないというのはどなたもお認めになる基本的な認識だということに思いますが、我が国の危機管理の低下が世界的に懸念されるようなことになったら、これは国益に反することでありますから、一たん流れたものは流れたものとして、それがどういう意図で、どういうルートで流れたかということをしつかり検証して、次の万全な体制を固めるためのものにしていかなきゃいかぬ、こんなふうな思っております。

これに関連して、防衛省におきましては、一層この辺の管理を徹底するように指示をいたしました。また、御案内と思いますが、昨夜、総理が各省庁の事務次官を全員集めて、きちんとした対応をとるようという御発言もございましたので、それを体してしつかりやっていきたい、このように思っております。

○木村(太)委員 そこで、今回のこういう事案を受けて、海上保安庁と自衛隊、改めて連携していくというふうなこと、具体的な考え方はありますか。

○北澤国務大臣 他国の船舶が法令に違反して領海に侵入した場合、これは御案内のとおり、厳正に取り締めることは当然であります。

海上における治安の維持は、第一義的には海上保安庁が責任を持って取り締まっておるわけでありますが、自衛隊は警戒監視活動により得られた情報を提供するなど、海上保安庁とは極めて密接に連携しておるわけでありまして、またその後、海上保安庁が独自で対処困難な場合は海上警備行動を発令して対処するという、応大きな流れはきちんと整備されておるというふうに思っております。

○木村(太)委員 さっき下地委員も聞いておりましたので、南西諸島における自衛隊の新たな配

備みたいなことは先ほど答弁いただきましたので、次に行きます。

私は、アメリカと防衛省・自衛隊がいわゆる島嶼防衛、領海防衛につきましてガイドラインをしつかりと策定するべきじゃないかな、こう考えますが、大臣どう考えますか。

○安住副大臣 木村さんに今にられましたけれども、最初にちよつと私の方から。

認識は全く私も共有しています。こういう事例が尖閣の問題を含めてあつて、東西冷戦後の南西地域に対する焦点の当て方というのが少し足りなかったという反省をやはりこの十年しないといけないのではないかなと思っております。

そういう中にありまして、我が国としてまずできることをしつかりやっていく。我が国の領土、領海で我々自身がどういうディフェンスをするかということですね。一方で、日米安全保障条約に基づくアメリカとの関係をもう少しより詰めていくということとは当然あつてしかるべきだと私も思っておりますので、そういう認識の上に立つて、これからさまざまなケースについて学んでいきたい。

来月には、自民党時代から長く続いております日米の合同演習においても、この島嶼部を含むさまざまなケースについての合同演習等も予定されておりますので、そうしたものを積み上げていきながら具体的な対応をとっていききたいというふうに思っております。

○木村(太)委員 ですので、新たなガイドラインというのか、これを策定する必要性を感じないかというのを聞いています。その上で、それに即して日米で合同訓練というのを実施すべきじゃないかというのを聞いています。

○北澤国務大臣 委員も御案内のように、九七年の日米のガイドライン、ここには「関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況に照らして必要と判断される場合には、日米両国政府は、適時かつ適切な形でこの指針を見直す」というふうな明記されております。

確かに、今御指摘の沖縄以西の状況というのは、かなりの変化が現実のものとなつておるといふことは十分承知をいたしておりますので、随時検討しながら、見直しの必要があるかどうかも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

○木村(太)委員 はつきりちよつとわからないんですが、

だから、今回のこういう事案を受けて、新たなものをもう一度つくり直すというか策定すべきじゃないかと聞いているんですね。

○北澤国務大臣 御質問の趣旨は十分承知しておりますので、米国との二国間の関係でありますから、今この場で私が踏み込んだ発言をするのはいささか、米側に対しても調整が未熟である中で申し上げるのはいかがかと思えます。先ほど、見直しの条項を私が読み上げたということを十分また御承知いただければありがたいというふうに思います。

○木村(太)委員 ぜひ、私期待しておりますので、よろしく願います。

きのう、TPP交渉への参加に反対し日本の食を守る緊急全国集会というのが開かれて、私も行ってまいりましたが、民主党の議員の皆さんもたくさん参加されておりました。

北澤大臣、賛成ですか、反対ですか。

○北澤国務大臣 管内閣は国を開くということをして、内閣構成の一番の柱にしておるわけでありまして、その中で、菅総理は強い決意を閣議の中でも表明いたしております。

しかし、それはTPPにすぐ参加するとかそういうことではなくて、しつかり調整を踏まえてということでありまして、私も農村地帯の出身でありますし、私自身は田畑を耕した経験もございまして、農業の重要性、それから農業の今の現状、そして将来に向かっての不安、そういうものは十分承知をいたしておりますから、この二面作戦を成功させることができるかどうかということ

は日本の将来にとって極めて重要なことだという認識を持っております。

内閣の一員とすれば、菅総理の強い決意はしっかり支えていきたい、このように思っています。

○木村(本)委員 大畠経産大臣が国会の答弁で明らかにしておられますが、昨年の十一月、オバマ大統領が来日したときにアメリカがTPPへの日本の参加を要請したということを経産大臣はちゃんと国会で答えているんですね。

そうしますと、この臨時国会冒頭に総理がTPP参加への意欲を所信で表明した、これは突如としてというふうに我々も思うんですが、実際は約一年前から政府は内部で隠していて、この時期になって、つまりAPPECというのを意識して突如として国会議員に、あるいは国民に対して意欲を示したという印象を私は持つんですね。

よくよく考えますと、やはり普天間の問題からスタートして、政権交代したら海外へ、最低でも県外へというふうな当時の鳩山さん初め民主党の皆さんが主張されて、そしてそのことが日米同盟に大きな傷をつけてしまつて、そこで日米同盟の信頼関係が損なわれている。そこに今回のあの尖閣の問題を初めとして、中国がある面ではつけ込んできた形であらう態度になつてきている。また、日米同盟が揺らいでいるのでロシアの大統領が北方領土に行った。そこで、慌ててAPPECを意識してアメリカにお土産的にTPPへの参加というものを、火花を打ち上げたいというのが本音あるいは真実の流れではないかなというふうに、私だけではなくて自民党内でも、また国民の多くもそういう認識を持っている。

つまり、安全保障、日米同盟のこの民主党政権のていたらくな対応によつて、安全保障とは関係ないと言つてあれですが、農業を初め他の分野が犠牲になりつつあるのではないか、結構農業者も漁業者も一般の国民もこう思っている人が多いんですね。きのうもそういう意見を集会でいただきました。

この考え方というか、これは真実ですか。大

臣、どうですか。

○北澤国務大臣 外から見て状況をさまざま組み合わせますと、今、木村委員の言われたようなことを批判の材料として論理立てをするには格好の場面だったということとは私としてもわかりませんが、しかし現実には、一国の宰相にならんとする者はこの国の未来をどう切り開いていくかという強い意思を持つてその衝に当たるわけでありますから、菅総理は、日本の、資源の乏しい、そして頭脳集団としてすぐれた日本、そしてまた歴史的にもイノベーションを繰り返しながらこの国を発展させてきた、それが一つの壁にぶつかつたところという中で、先ほど申し上げましたように、国を開く、こういうかたい決意でこれに臨んだわけであります。突然降つてわいたようにTPPを申し上げたということではないと私はかたく信じております。

それから、安全保障の関係ではありますが、確かに鳩山内閣のときに、総理自身が選挙のときに少なくとも県外へと言つて沖縄の皆さんの希望をつないだということは間違いない事実であります。しかし、私は、安全保障を担当する者とすれば、沖縄の米軍のプレゼンスというのは極めて重要なことでありまして、結果的に、五月の二十八日に日米で合意をして、沖縄の皆さん方にぜひ御賛同いただくように申し上げました。これは、きょう告示の選挙の結果によつて大きな動きがあるかどうか、先ほど申し上げたように、私もかたずをのむ思いでこれを見ておるわけであります。一方、日米は確かに新しい、日本とすれば歴史的な政権交代が起きたわけですから、一体新しい政権、民主党政権は日米どういふ間合いをとるのか、どんな安全保障政策を出すのかというのは、非常に関心は高かつたというふうに思いますし、その中で、交渉の中でも疑念を持ったりされたことは間違いありません。

しかし、今は、さまざまな交渉をしている中で、非常に理解は深まつておる。つい先日であります、十一月の二日に、自衛隊の「はしたて」と

いう船を仕立てて、ここへ日米の、日本は防衛省・自衛隊の幹部、それから米側からはルース大使初め、日本全国に駐在しております制服の幹部を集めて懇談、懇親をいたしまして、非常に実りのあるものだった。私は、余り派手に宣伝はいたしませんでしたけれども、日米安全保障条約五十周年の一つのイベントとすれば大変意義の深いものも開催できた、このように思っております。

○木村(本)委員 日米の関係が深まつているとは私は思っていないんです。自画自賛的な答弁に私には聞こえませんが。

もう一度確認します。安全保障、日米同盟の民主党政権の不手際によつて、TPPへのこの時期に参加の意欲ということに全く影響を与えていないと言ひ切れますか。

○北澤国務大臣 日米は御案内のように最も大きな同盟国でありまして、周辺諸国にも影響のあるところでありまして、さまざまな分野で日米が共同するということは非常に意義深いし、また日米は施策全般にわたつてお互いに連携を深めておるわけでありますから、そういう大きな面というときさまざまな見方がありますが、安全保障という観点からいって、このTPPが直接的に関連しているというふうには私は認識をいたしております。

○木村(本)委員 だんだんにまた、そういうことが明らかになつていくと思ひますので。

それでは、次に入りますね。北朝鮮では、金正日総書記の実質後継者として金正恩が内外にPRされたというのか、なつているわけですが、この北朝鮮の動きに連動するような北朝鮮の何らかの軍事的な変化というものはあるんでしょうか。防衛省はそういうことをとらえていますか。

○北澤国務大臣 お答え申し上げます。

北朝鮮については、今お話のありましたように、本年九月に開催された朝鮮労働党代表者会において、金正日国防委員長長の三男とされておる金正恩氏が党中央軍事委員会の副委員長に就任をし

た。現在、後継体制の構築に向けた動きが見られるというふうに我々は認識をいたしております。

そこで、この情勢のもとに、北朝鮮の軍事的動向について、防衛省としては極めて重大な関心を持って情報の収集や分析に努めておるところであります。ただ、これは委員も防衛省の幹部としてお仕事をされた経験がありますから、どんな形で情報が幹部に報告される、そしてまたその後の管理をどうするかというのは十分御存じだと思ひますから、そういう従来のやり方の中でしっかりと情報は収集し、分析し、さらには総理にもお伝えをしておるということをごいまして、引き続き北朝鮮の軍事動向に関する情報収集、分析には努めてまいりますが、御懸念のような情勢についての対応はしっかりと努めていただいておりますというふうに申し上げます。

○木村(本)委員 私も具体的に示してくれとは言つていないわけ、ただ、今の最後の答弁を聞きますと、やはり何らかの変化が起きている、だから、さらに情報収集に努めていて、総理にも報告している、こういうことですね。何らかの変化はあるんでしょう。

○北澤国務大臣 体制の変化に向かいつつあるということは先ほど申し上げました。軍事的な変化ということについては、今、私の立場で申し上げることは控えさせていただきます。

○木村(本)委員 情報収集に万全を期していただきたいと思ひます。

私、十月二十一日の当委員会で質問したときの一つに、自民党、我が党が取りまとめた防衛大綱案、大臣は一読したのか、こう聞いたんですね。そうしたら、日を通したことはないと言ひました。与党、野党ではなくて、やはり野党第一党がまとめた案というものは気にするのが当然だと思ひますし、そんな何時間かかるような文書じゃありませんから、一読ぐらいするのが一国の安全保障の最高責任者の当然の姿だと思ひますね。その後、読みましたか。

○北澤国務大臣 木村委員の御提言もありましたから、しっかりと読ませていただきました。膨大なものであります。

○木村(大)委員 我々は党内でしっかりと議論しているんですね。しっかりと議論している。ただ、民主党さんの方はどうなのか、余り伝わってこないんですね。つまり、政権与党の民主党の皆さんの党としての議論というのがなかなか我々にも、国民にも伝わってこない。議論はしているのかもわかりませんがね。

そこで、大臣、読んだということでもあります。野党の自民党案であっても、正しいもの、あるいは時代に対応した内容と判断するならば最大限取り入れるという考え方はあります。

○北澤国務大臣 一つには新安防懇の報告書、これは総理も言っておりますように、新しい大綱といえますか大綱の見直しの中では一つの材料、それからまた野党自民党の御提言もその一つとして真剣に検討をしたいと思います。

ただ、今までずっと政権を持っておられた自民党が、野党のお立場ということなのかもしれませんが、領海法の問題であるとか、新しいものを提案してきております。例えば領海法、こういうものは私どもも真剣に検討をしたいというふうに思いますが、集団的自衛権であるとか、従来このことに深入りすることを避けてきた日本の体制、それを一気に変えるというのはなかなか大変なことだというふうに私は思いますが、皆さん方が真剣に御検討いただいたことは見直しの材料の一つとしていきたい。

それから、我が党は確かに少しおくれておりますが、安全保障の調査会が立ち上がりまして、今、そこで真剣な議論をさせていただいております。

○木村(大)委員 今の答弁を聞くと、集団的自衛権の話を出されましたけれども、何かしら、やはり民主党政権だと少しそういうところを避けて取りまとめをしなければならぬみたいな姿勢に私は感じたわけですね。でも、周辺情勢、世界情

勢等々きちんと把握して、本当に新たな防衛大綱を責任を持ってつくる、やはりこの決意の方が優先されなきゃいけないから、ぜひ最大限、我々の考え方も参考にさせていただきたいというふうに思います。

例えば、日本郷友連盟とかも独自の案というのを示しているんですね。だから、いろいろなところの案というものを引き合いに出して参考にするという姿勢は、やはり大事にさせていただきたいと指摘しておきたいと思っております。

では、今度、法案のことに入ります。今回の特定防衛施設周辺整備調整交付金を、地方自治体や地域の要望にこたえるために、ソフト事業にも使えるようにしよう、これはいいことだと思います。ただ、このきつかけというのは、昨年十一月の行政刷新会議の事業仕分けにおいて見直しを行う判定を受けたということと承知しております。

防衛省からいただいたこの法案の資料を見ますと、例えばソフト事業の一つの例に学校施設等耐震診断費の助成等が挙げられているんですね。実は、事業仕分けによりまして、対前年比で、学校の耐震化関係の予算というのは自公政権のときの予算に比べて三分の一まで減らされてしまったんですね。子供たちの勉強する、部活をする、遊ぶ、その学校に關係する耐震化の予算が三分の一ですよ。

そうしますと、事業仕分けの穴埋めのために、カットしておきながら、一方ではこの交付金で使えます。単なるごまかしではないかな、こう私には映るんですよ。地方自治体から見れば、耐震化の予算が、本来の予算が減らされてしまった、三分の一ですからね。そこで、この特定防衛施設周辺整備調整交付金を使わざるを得ないというようなことも、本音の部分としては出てくるんじゃないかなと思うんですよ。

つまり、単なるパフォーマンスの事業仕分けのとはっちりの象徴として、今回防衛省が提案してきた、この交付金をソフト事業にも使ってもいい

ですよというふうに受け取る自治体や地域もたくさん出てくると思うんですよ。大臣、どう思いますか。

○北澤国務大臣 これは、全く認識は違うというふうに思います。

委員も地元はたくさんお持ちでございいますから、もうおわかりだと思いますが、数年来にわたってこの使途について要望がございました。その要望を受けて我々は新しく御提案を申し上げたわけでありまして、これはむしろ基地の中で御協力をお願いしている皆さん方の強い要望を最大限したものだというふうに自信を持って申し上げられます。

○木村(大)委員 ソフト事業に使ってもいいということだけではなくて、予算そのものを大幅に拡充しようという考え方はあります。

○北澤国務大臣 御案内のように、極めて厳しい財政事情でありますから、ここ数年、百三十数億で推移しておるわけでありまして、これを大幅に今伸ばすということは、現実の問題としては極めて難しいというふうに思いますが、重要性にかんがみて、新たな要望があれば真剣に検討はしていきたいと思っております。

○木村(大)委員 それでは、先ほど御質問にありました、私も改めて聞きます。

事業仕分けによる見直しの判定で、特定防衛施設周辺整備調整交付金の一般財源化や他の助成金との一本化という指摘がありますが、防衛大臣はどう考えますか。

○安住副大臣 大臣が先ほどお述べになられたとおり、非常に厳しい財政事情でありますけれども、百三十九億だったものを概算要求段階で五十億上積みをしておりますので、委員の御指摘は全くそのとおりだと、私も基地の町の選挙区なものですから。

これは、一般財源化という話はもちろんあると思います。あると思いますが、まずやはり基地周辺の騒音障害等々、特異な状況の中で生まれた特別な交付金であるという傘はとれないと私は思う

んですね。それがあからこそ、やはりその手当てをするためのお金が必要だということで昭和四十九年からやってきておりますので、その趣旨を変えないで、私たちとしては今後もこの予算というものは要求をして、交付金制度というのは維持していきたいというふうに今は考えております。

○木村(大)委員 ちょうど時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○平野委員長 次に、岩屋毅君。

○岩屋委員 おはようございます。岩屋です。きょうは、さわやかな小原さんの後でもなく、さわやかでない下地さんの後でもなく、いつも時間を食ひ込まれる新藤さんの後でもなく、よかったなと思っております。

法案ですから、法案のことを二、三、まず聞きたいと思いますが、その前に、北澤大臣、きのうは済みませんでした、予算委員会に来ていただいたおりましたのに、最近、何か身内のような感じがしてきまして、よくないですね。厳しくいきたいと思えます。お許しください。

きのう、海保のビデオの流出のことを私、聞かせていただいたんですが、ちょっと不思議だなと思っております。私は十一時からの質問だったんですよ。さっき木村先生からお話があったように、一緒に石垣に行つて保安部の皆さんに話を聞いてきたばかりだったものだから、海保からの流出であつてほしくないなという思いがずっとあったものだから、この段階でそう決まったわけじゃないですよ。神戸の漫画喫茶から聞いたときに、これは政府外の人のしわざではないかなという感じがしたものですから、海保長官に聞いたところ、そうです、捜査をやっている最中ですから海保の者だとはまだ認識しておりませんというお答えでした。

でも、どうもその前に報告が、海保の職員が自白したというのが長官にも政府にも上がつていたように後で聞かされて、だとすれば、虚偽の答弁というか、やはり国会の審議で本当のことをきちんと言つてほしかったなというふうに思っている

んです。

それはまた別のところでだしていくとして、官房長官、官房長官は名前は何といったって、仙谷、余り印象よくないですよ、前の官房長官の方がよっぽど人柄がよかったと思いますけれども。発言を聞いて、私、心配しているんですよ。事実かどうか知りませんが、クーデターだとか倒閣だとかいうような発言もあったやに聞いておりますし、今回の責任のとり方も、行政と政治家は違うんだみたいなことを言っておりますが。

この海保の職員に関しては、もちろん擁護するつもりはありませんが、気持ちにはわかるというか、そういう静かな共感というのは国民の中に広がっている、この対処の仕方というのは政府としてもすごく難しいと思いますよ。

政治主導というならば、やはり政治家が最終的に責任をとっていくという姿勢でなくてはならない。その対応を誤ると、ますます国民の不信が広がってしまいます、大きくなっていてしまおうと思うんですが、この対処のあり方について、政治主導というのであれば、政治の側できちんと責任をとっていくんだ、こうあるべきだと思いますが、大臣、いかがでございますか。

○北澤国務大臣 大変重要な課題でありまして、所轄外とすればどうかとは申し上げられませんが。

実は、カウンターパートとしての岩屋さんに影の防衛大臣なんて冠があるのは残念な話なんです。私は、御案内のように、現大分市長の釘宮さんを通じて岩屋さんとは御親交を深めてまいりましたが、多分、あのときに我々と行動をともにしていれば、私が防衛大臣でなくて、岩屋防衛大臣だったというふうに思います。

しかし、きのうの議論を聞いておりまして、私は、岩屋さんが野党自民党に残ってくれたことの意味は非常に大きい。真正面から議論を闘わせて、小さい問題には深入りをしないというので、もうしばらくたつたら私のところへ来るかと思つたらついに来なくて残念でしたが、本当にさわや

かな、重みのある御質問をいただいて、国会の議論とはまさにあるべきだというふうに感じた次第であります。余り持ち上げ過ぎると冷ややかにされますので。本当に私は、友情の発露でなくて、国会の議論のあり方として、ついでに褒めるわけじゃありませんが、中谷議員と御一緒に予算委員会というものの質を高めてくれたのではないかと

いうふうに思っております次第であります。そこで、きのう、鈴木長官の少しおくれて来て動揺していた姿は、私にもよくわかりました。彼は多分、捜査にもう入った中で、どこまで国会の場で話していいのか懊悩していたというふうに見受けられました。しかし、国の安全にかかわる秘密漏えいはきちんとした対応をしなければいけませんので、今お話し、責任の所在は明らかにして、しかるべき責任はとっていくべきである、このように思っています。

○岩屋委員 大臣は、防衛大臣というよりもむしろ外務大臣に向いておられるのではないかなと感じました。御評価をいただいて恐縮ですが、褒め殺しに乘らないようにしたいと思います。

ただいまの大臣の御発言、そのとおりだと思います。だから、政治主導というのは、政治家の責任というのは、トップの責任というのは、本来、自分が関与しておらずとも、やはり部下においてなされたことの責任を腹をかつさばいてとってみせるというのが政治家の責任のとり方であり、本来の政治主導だと思うので、その対応はぜひ誤らないでいただきたいということだけ申し上げておきたいと思えます。

それでは、法案で一、二点聞きたいと思えますが、これは結論から言うかと賛成です。さつき大臣がおっしゃったように、自治体から長い間そういう御要望もありましたので、我々もこういう形になることが望ましいと思っておりますが、しかしあえて、ちょっと心配な点もあるので、ここを一、二点聞きたいと思うんです。

というのは、交付金がソフト事業にまで使えるようにするということにすると、ハードなもの

だったら、交付金で建物ができた、地域の皆さんが便利になった、ありがたいな、やはり基地のこともしっかりと考えて協力していかなくちゃいけないという効果を生んだと思うんですが、ソフトということになると、ある意味じゃ目に見えない形で使われていくわけで、基地対策のための交付金だという性格がばやける心配はないのかな、こう思うのですが、いかがでしょうか。

○北澤国務大臣 これは、先ほども小原委員からありました。我々が基地に対してどれほど感謝しておるか、そしてまた、ともに国防のために意思疎通を図っていくかという中で、今お話しのように、御要請があつた中で使い勝手のいいものにしていきたいということで御提案申し上げたわけでありました。

一方で、地域の人たちに本当に目に見える形、目に見えるという、道路だとか箱物、こういう話になるんですけども、医療とかそういうものの、それからまた車なんかにも補助をいたしておるわけでありまして、そこに交付金の趣旨を体现するような表現をさせていただいたりしております。

私は、賛成というお言葉をいただいたので大変感謝しておりますが、ぜひ、地域の皆さんが基地というものに対して認識を深めていただくために大いにこれを進めていきたい、このように思っております。

○岩屋委員 今回は、一部、医療だとか子供のスクールバスとか、そういうことにも使われるようにしたんでしょうか。ソフト事業ということになると対象範囲が広いので、あれもやってくれ、これもやってくれということ、対象事業がどんどんと拡大していくということにもなりはしないかという心配があるのですが、いかがでしょうか。

○松本大臣政務官 そもそも、特に障害の著しい地域というふうに限定がありますし、また、自治体にとつても、限られた、予算上の制約というものもありまして、そういったことから考えると、際限なく拡大していくことはないのかなとい

うふうに思います。

また、これから具体的な使途については政令で定めていくことになりますので、自治体の要望等を踏まえながら、可能な限り地元自治体の期待にこたえられるように制度設計を行ってまいりたいというふうに思います。

○岩屋委員 大臣にお聞きしたいんですけども、これも先ほどから小原さんや木村さんからもお話がありましたが、今回の改正というのは、行政刷新会議による事業仕分けが発端になっているわけですね。

事業仕分けそのものの評価、私自身は、ある程度は必要だと思っておりますが、いささか、スタート時点からパフォーマンス的なものとか、ショー的な感じになったことはいかがなものかなと。もう少し腰を落ちつけて、静かに、ルーチンとしてやっていくべきであって、自民党時代もそういう努力が足らなかったのかな、民主党が始めたのはいいことだけれども、これはもうちょっと落ちついた格好にすべきだなというのが私の印象です。

それで、当初からこれはいかぬなと思つていたのは、例えば思いやり予算が事業仕分けにかつてみたり、防衛関連予算の中には、本来、そういう形で議論するにほじまいないものがたくさんあるかと思えます。これについては、大臣が時折、理解を示したり反発をしてみたり、いろいろな発言をしてきておられますが、同様の趣旨でいうと、今度の政策コンテストもそうですよね。

内政上の事業について政策コンテストというのはわかるんですが、事外交関係、防衛関係、安全保障関係あるいは日米関係がそういう形に付されるというのは、やはり当該国にとつても気分のいいものではないと思えますね。やはり外交の舞台あるいは安全保障の交渉の舞台できちんと詰めていくというのが筋だと思うんですが、事業仕分けの中にそういうものがどんどん取り込まれてきたというところについて、大臣、どう思われますか。

○北澤国務大臣 新しい政権が生まれて、新しい

手法で税金の使い道を議論するということにおいての御理解をいただいたことは大変ありがたいわけですが、やや気負いがあつたという印象を国民に与えたというのは私も幾らか理解はするわけでありまして、それだけ真剣にやつたというふうに逆に御理解をいただければありがたいと思います。

私も、実はいろいろな場面で、内閣として決めたことについて防衛省の特殊事情を申し上げるのはなかなか難しいので、あつちへ球を投げたりこつちへ球を投げたりしてきた事実はありますが、確におつしやるように、防衛省の予算というのは非常に硬直化しておりまして、こういう政策コンテスタミたいなものにはなじまない、私はしみじみそう思いました。しかし、政府として一律にやらなきゃいかぬ、例外は認めないということであれば、そういう中で、例えば思いやり予算のような、国民的合意が必ずしも醸成されていない、そういうものを議論していただくことは、むしろ将来の日米の関係の中でもいいのではないかと。

そういう意味では、私は、米国の大使や、あるいはゲーツさんとは四回会談をいたしておりますが、そのうちの二回にわたつてこの内容についてはお話を申し上げて、理解を得るように努力をしてきております。じき、また決まるわけでありますが、我々とすれば、日米安全保障条約、日米同盟に亀裂が入ることのないような対応を防衛省を挙げて頑張り抜いていきたい、こういうふうに思っています。

○岩屋委員 そうですね。だから、防衛関係予算というのは、ある意味で特別扱いにしくちやいけない領域だと思ふんですね。そのためにこそ、大綱があつたり、中期防があるわけですね。防衛計画全体のビジョンをつくるのは、やはり十年単位ぐらいで物考えなくちゃいかぬ。装備も、単年度でどんどんでき上るというもののじゃない。だから、中期防衛力整備計画というのをつくつて、そこではもちろん、無駄がないかどうか、効率的であるかどうかしつかり議論した上で、方針をこつちにきちんとつくつておけば、政府全体の中である意味で特別な扱いをすることができるといふことだと思ふので、それがきちんとできていないということも背景の一つに私はあつたような気がするんですね。だから、そういう意味でも、そういうものをきちんと早くつくり上げてもらいたい。後でまたそのことについては触れたいと思います。

それから、いよいよ沖繩の知事選が始まりました。仲井真知事さんというのは、私は本当に敬意を表しております。沖繩のことを考え、もちろんですが、日本全体のことも考えていただきたがながら、非常に厳しい立場の中にあつて、私どもの政権ともずつと協議を続けてきていただきました。しかし、その仲井真知事さんも、選挙に際して県外移転ということを行わざるを得なくなつたというのは、これは、申しわけないけれども、政権交代以降の民主党政権の迷走あるいは不決断が、ある意味で知事を追い込んでしまつたということが私は言えると思います。

そういう意味で、この問題については、本当に御苦労は多いと思ふけれども、まさに誠心誠意を尽くして、沖繩の皆さんの信頼を取り戻して、当初の合意案に沿つて実現ができるように努力をしてもらいたいと思ひます。

そこで、幾つか聞きますけれども、これは本当は委員長に聞かなくちゃいけないのかもしれないが、鳩山政権下で模索された徳之島の訓練移転はもうなくなつたと私は認識しておるんですが、それでよろしいですか。

○安住副大臣 五月二十八日の2プラス2の共同発表におきましては、徳之島の活用が検討される旨はまだ記載が残つておりますので、鋭意検討中の一つであるということはあるますから、消えたということではないと思ひます。

○岩屋委員 しかし、徳之島の皆さんも、全国の皆さんも、ああいふ経緯を経て今日に至つていられるわけですから、大方もうあの案はなくなつたんだ

ろうなと認識されておるんじゃないでしょうかね。

続いて聞きますが、あのときに鳩山政権は、全国の知事会で、突如と言つていいと思いますが、全国の皆さん、訓練移転を受け入れてくれるところはあるかもしれませんかという、私に言われれば、思ひつきに近い、極めて安直な提言を行つて、知事さんたちの失笑を買つたというようなことがございました。その後、この全国への訓練移転という話はどうなつておるんですか。

○安住副大臣 具体的な話は、例えばどこが受け入れを決めたとか、そういうところが正式に決まつたわけではございません。

岩屋先生一番御存じでございますけれども、海兵隊のトレーニングというのは、ヘリコプターと例えば陸上をセットでやるときに、やはり非常に特異性がありますよね。いかにニアな地域でやるかとか、時間的にどれぐらいの幅のところでやらないといけないとか。

これは、私が中谷先生なんかと一緒にこし普天間に行つたときも司令官がおつしやつていましたけれども、野球のキャンプを、プレーをやるにつき、例えば、内野の練習は東京、それから九州でピッチャーの練習をする、そんなチームが優勝できるかといへば、そういうことはできないだろうと。

やはり、セットでやるからそういうことができるんだというアメリカ側の主張がよくありますから、そういう理にかなつた訓練の移転というものをどこか国内でお願いするとなれば、なかなか簡単に、そうですか、ここであるわけにはいかない事情があるということはお理解いただいて、なおしかし、日米間の中でどこか可能性がないかというところいろいろ検討しているというのが現在の状況だといふふうに思ひます。

○岩屋委員 だから、私たちは前からそう理解しているんですね。今野球の話で説明されましたが、私も前に言つたことがあると思ひます、海兵隊とヘリ部隊の関係は、騎兵隊の馬と騎兵の関係

と一緒だ。だから、馬がいるところと、騎兵がいるところと、騎兵が馬に乗つて訓練するところをばらばらに置いたのでは、これは全く軍としての機能しない、当然のことなのです。

だから、私が言いたいのは、やはり沖繩の負担を減らすために、全国でもどこか適地があつて、安全保障上もそこが適地であつて、地元の合意が得られるならば、訓練移転ができるのなら私は思つておるんですね。でも、そういう安全保障上の観点とかいうことをしつかり詰めて、具体的に何の訓練を、どこの部隊を、どこに受け入れてくれませんかという丁寧な話をしないと、何か、知事さんを集めて、迷惑施設をだれか引き受けてくれる人はいませんかみたいな安直な提案をしたら、やはり国の姿勢そのものも疑われるし、事も成就しないと思うので、ぜひそういう丁寧な進め方をしてほしいということをお願いしたいと思います。

それから、この夏でしたか、政府がまとめた辺野古の工法二案、V字案に加えて新たにI字案といふことでしたけれども、この案に完璧に決まつたわけじゃないんですね、ほかの考え方もあるんですね。すよというのを示すためにつくつた案なのかと正直思ひますが、出てきた案を比べてみると、やはりI字案ということになれば新たなアセスが必要になるんだと思ひます。そうすると、さらに普天間の危険性の除去がおくれ、移転計画そのものがおくれいつてしまふということにはなりはしないか、このI字案というのは、そういう意味では余り適当ではないのではないかと思ふんですが、いかがでしょうか。

○安住副大臣 二案出させていたわけですが、V字案のことについては先生一番御存じですからあえてここでは申し上げませんが、I字案は、環境影響評価手続については、新たに設定するのではなくて、今継続しているもので、そこにつけ加えるということになりますので、新たなという考えではないということなんです。確かに手間がかかるというデメリットはあると思

います。しかし、一方でメリットもある。それは、例えば工期とか経費、さまざまな面でそこを勘案しながら、両案のどちらがいいかということと並べさせていただいて、最終的に合意を得られればということです。

しかし、これも沖縄の声も、大臣が再三この場でも答弁させていただいておりますけれども、そうした地元の声等も十分勘案をしながら決定していくということになると思っております。

○岩屋委員 一点確認したいけれども、アセスは要らないの。例えばV字の場合は、この間から台形の飛行経路がどうだこうだという議論もありますが、飛行経路も変わるわけでしょう。これは手続がやはり余計に要するという事なんじゃないですか。

○安住副大臣 手続が余計に要するという事でいえば事実でございますけれども、これはちよっと正確に読みますけれども、評価書の作成に必要な設計を行った後、関係法令に従い、現在行っている環境影響評価手続を継続し、評価書の作成を行うということになっているんですね。ですから、新たな手続を、もう一回ゼロから環境影響評価手続を必要とするものではないというふうになっているということでございます。

○岩屋委員 私も専門家じゃないのでよくわかりませんが、私の認識では、かなりしっかりしたアセスをやり直さなきゃいけない案なのではないかというふうに思っているんで、それはまた、もしわかれば、調べて、後でいいですから、教えてください。

話をかえますが、この間、米軍が日本のマスコミにオスプレーを公開したそうですね。試乗させたというか、搭乗してもらって見てもらったというニュースを私は見ましたが、このオスプレーの問題は、私どもが政府にありましたときにもこういう委員会でたくさん御質問があり、まだ配備されると決まったわけではありません、そういう話は聞いていないという答弁に終始してきたわけです。こうやって日本のマスコミにも公開を始

めたということは、ある意味の準備行為と見ることもできるわけでありまして、海兵隊が全世界的にこういうヘリコプターを後継機にかえていくという作業が進められていくとするならば、ある意味では既定路線なのかなとも思います。

そういう意味でいうと、この問題は非常に難しい、どういう時期を選んでどういう説明をするかというのは非常に難しいと思いますが、余りこれを避けて通っていると、またうそをついたということでは不信を招きかねない問題だと思うので、私は、時期を見て、このオスプレーの問題にも正面から政府が取り組んで、誠実に説明していく必要があると思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○安住副大臣 岩屋先生のおっしゃるとおりだと思っております。

ただ、我が政府に対してアメリカ側から配備等についての正式な話はまだ来ていないということも事実でございますので、来ていない話をなかなか表で、隠しも何もありませんので、来ていないという現実の上に立つてやはりお話をさせていただくしかない。

ただ、御存じのとおり、アメリカ海兵隊における配備状況、それからワシントンから伝わってくる話を総合的に勘案すれば、そうしたことは想像できるのかなというふうにも思っておりますので、正式にそうした要請が来た段階では、きちっと御説明を申し上げて、検討していくということになると思っております。

○岩屋委員 私も同じような答弁をしておりますが、私が言ったときの方が本当に聞かされた感じがいたしますが、いづれにしても、これは誠実に対応してください。それを申し上げておきたいと思っております。

それから、大臣、安保改定五十年で、本当はこれとはとても大事な年だったと思えます、日米同盟、日米関係において。オバマ大統領が見えたときにぜひ新たな安保共同宣言を出すべきだということを我々は申し上げてきましたが、この間、外務大臣の答弁では、いやいや、延期したんじゃない、でもそもそ予定されていなかったなんという言い方をしましたけれども、本当にそういう考え方ではないのかと思っております。

そういう意味でいうと、仮に共同宣言という形をとらずとも、やはり日米首脳がしっかりと話し合つて、国の内外に、日米同盟まだ健在なり、こういうメッセージを発する必要があるのではありませんかと思うので、何かそういうものをしっかりとやらせてもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○北澤国務大臣 ただいまの御提言は極めて重要なことでありまして、私も、先ほど申し上げましたように、日米の間で現在きしみがあるとかひびが入っているとかという認識は持っておりますが、しかし、政権がかわった中で、新たに、日米関係の五十周年という節目をとらえて何がしかのことはあるべきだ、このように思っております。

これは総理が最終的に決断することでありまして、私どもとしては、外務省も含めて、情勢はきちんと報告を上げて、総理の御決断を仰ぐということであろうかというふうに思っています。

○岩屋委員 中国との間もなかなか今難しい、ロシアとの間も難しい。しかし、私は、きのうも予算委員会でも申し上げましたが、会うべきだと言っているんですよ、十分間外交とか立ち話とか、もうそんなのじゃだめだ。あれを見るたびに国民の誇りが傷つけられているんですよ、日本国内閣の総理大臣が何でこんな扱いを受けなきゃいけないんだ、我々の代表が。国民の誇りが傷つくんですよ。だから、そういう中途半端なことじゃなくて、きちんと会って、言うべきことを言って、それで、日中関係をさらに強化しましょう、日口関係もきちんとやっていきましょう、北方領土の交渉は交渉として続けていきましょうという話を、菅総理、やってくださいということをお願いいたします。

一方、オバマ大統領とも、しっかりと、

安保の問題も含めた協議の場を持って、内外にメッセージを発信していただく。両々相まって、日本の外交は悪いけれども失点続きですよ、この失点を少しでも取り返していく努力を民主党政権においてやってもらいたい、こう思っておりますので、防衛大臣、今おっしゃったような形でしっかりとメッセージを発信していただくように、重ねてお願いを申し上げます。

防衛計画の大綱ですが、先ほど来からお話が出ておりますが、もう大詰めを迎えているのではないかと想像しておるんですが、与党内の調整も含めて、どんなスケジュールで決まっていきそうですか、大臣。

○北澤国務大臣 結論から申し上げますと、本年内には絶対に決まなきゃいけないというふうに政府全体で考えております。また、関係閣僚の協議も、なかなか表には出しませんが、相当緊密に議論をいたしております。

今、柱になるべきものはきちんと立てて、それを協議してまとめていくということでありますので、時間がなかで大丈夫かという御心配はたくさんいただいておりますが、私とすれば、官房長官を中心に関係閣僚が鋭意協議をしながら努力をしているということで、年内の見直し案の確定は私の立場からも約束をさせていただきたいと思っております。

○岩屋委員 今ほど国民の皆さんが外交、国防ということに関心を持っておられるときはないと思うんですね。そういう意味でいうと、大綱というのはこれからの日本の国防方針ですね。これは国民的な注目を集めると思いますので、ある意味では一年間猶予があったわけでありまして、しっかりとしたものをもとめていただきたい。それがまた外に発せられることによって日本の抑止力の一部を構成するということになるかと思っておりますので、しっかりとしたものをつくってください。

本来は、この間木村議員もおっしゃっておられましたが、大綱ができて、中期防ができて、それ

に基づいて単年度の予算編成がされていくというのが筋だと思う。それは、作業的にいうと、近々でき上がらないうち皆さんの予算編成も魂の入ったものにならないと思うので、ぜひ、急ぎ、立派なものを一つつくってもらいたいというふうに思っています。

大臣は、これからの装備というか体制の方向性について、海と空を重視すべきだということを随所でおっしゃっておられると思いますが、そういう方針が盛り込まれると考えてよろしいですか。

○北澤国務大臣 そういう方向で今努力をしておりますから、私は、みずから鼓舞しながら、これがきちんとした計画にはまるように、決意を持ってやっております。

○岩屋委員 大きな方向性としては私も賛成ですけれども、かといって、陸を軽くしていいという話ではないと思いますので、むしろ、やはり自主防衛力を強化していかなくちゃいかぬ、ここに対する国民の関心と支持も従来になく高まっていると思います。もちろん、それに悪乗りをしてはいけませんけれども、海空重視は結構ですが、陸の体制整備についても十分配慮をしていただきたいと思っています。

それから、さつき準自衛官構想という話が出ましたが、これは報道によれば、財務省が先に発表して、北澤防衛相がかんかんになって怒ったというふう聞いております。要は、こういうニュースが出てきて心配なのは、日中防衛相会談についても外務省と防衛大臣の間でいろいろいざこざがあったと聞いておりますが、閣僚がばらばらな発言をするというのは民主党政権のお家芸みたいな今なっていますけれども、やはりそういう省庁間の連絡調整というのはもっとしっかりやってもらわなきゃいかぬと思っているんですけれども、そこは大丈夫ですか、大臣。

○安住副大臣 当事者じゃなくて、私の方からやった方がいいと思います。
あの準自衛官という概念は、財務省の役所としての願望を多分言っているんだと思いますけれども、

も、私どもは、今こういうことだと思っておりますね、先生。やはり、高齢化といいますが、もう一番御存じでしょうからあれですが、若い優秀な自衛官、陸は特にそうですけれども、そういう人的資源をどういうふうにか確保していくか。しかし他方で、どうやって、これから自然退職を含めて五年間で数千億円もの退職金を必要とするような、やはり財源の枯渇ということがある。そういう中で、いわゆる一線部隊の精強性を確保しながら、後方任務をどういうふうにやってもらうかということ、今、新たな身分を考えようということをやっているわけでありまして。

決して、何か自衛官の下に次の準自衛官的ななんてそんなことは、大臣を含めて幕僚以下一切そういう考えではなくて、今ある自衛官にさらに精強性を加えた、そしてコストがかからないやり方でやっていくということ、工夫をしておりますので、しばらくは自民党の皆さんにもお示しをして、ぜひ意見をまたいただければというふうに思っております。

ADMMについては、北澤大臣が発言の直前でようやくということ、手際が悪いのではないかとこのことで私どもの方から外務省の側には言わせていただきましたけれども、最終的にはきちっとしたアテンドはできたというふうに思っております。

○北澤国務大臣 御質問が海と空に限定をされましたからそういう方向を示しましたが、我々は、自衛隊の基本は人であるということの原点は見失っておりません。

したがって、陸自の来年度に向けての養成、それからまた、海や空へ力点を置いたときに陸が犠牲になるというようなことであつてはいけませんので、相当な議論をさせていただきました。最終的に私の裁断で方向性を出したわけでありまして。装備で、例えば戦車を大量に減勢するというような場合は、それをどういうふうにか装備と人で補てんするかということも含めてしっかりやります。

しておりますので、陸をおろそかにして海空へ転換する、そういうことではないということだけは御理解いただきたいと思います。

○岩屋委員 まず、省庁間調整というか大臣同士の連携、特に外務、防衛というのはしっかりやっていた方がいいと思います。それから、余り中途半端なものをつくらないようにしてくださいね、準自衛官というのはどんなものかよくわかりませんが。

最後に、民主党内でも武器輸出禁止三原則についての見直しの検討をさせていただいていると承知しております。ぜひ、これについては我々も関心を持っておりまして、これについては我々も関心を持っておりまして、ぜひ、国際共同開発には大きく道をこの際開くべきだと我々も考えておりますので、そういう取りまとめになることを期待しております。

この問題についても、北澤大臣はゲーツさんと会われてお話をされて、向こうもかなりいい反応をされた。ところが、総理大臣、外務大臣、官房長官の発言というのが微妙にまだ食い違っている段階で、こういう重要事項についてはばらばらなことを言っているというのはいかぬものかな。半ば国際公約にもなりつつあるような話になっているので、これは菅政権として統一した考え方を、これは大綱に示されるんでしょうが、持つべきだと思いますが、いかがですか。

○安住副大臣 多分、御党と私どもの考えている考え方というのは、基本的には一致しているのではないかと私は想定しております。

岩屋先生、共産党向けでスタートした三原則といふものの時代背景と、今はやはり明らかに大きな変化をきたしたことはもう事実でございます。今の時代に合った、新しい平和貢献のための装備全体が、共同開発を含めた時代に入ってきた中で、このままいけば、いわゆるガラパゴス化とよく言われておりますけれども、高いコストで、逆に言えば、国民の税金を非常に無駄な使い方をしてしまうようなことにもなりかねません。平和国家としての原則はしっかり維持しながらも、おつ

しゃるとおり共同開発や、やはりできる範囲で工夫をしていかなければならない時代だということで、今、大臣のもとでこの検討、見直しというものをぜひやらせていただければということをやっております。

さまざまな歴史的経緯等々もあるものですが、そういうものを各大臣間で今調整をさせていただいているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○岩屋委員 終わります。

○平野委員長 次に、佐藤茂樹君。

○佐藤(茂)委員 公明党の佐藤茂樹でございます。まず最初に、今回の対象となっております防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、何点か御質問をさせていただきます。

私は、今回の法改正については、それぞれ基地を抱える地元自治体のニーズが多様化したことに対応して、使途をより自由にして使い勝手をよくする、こういう方向性というのは極めて大事である、そのように考えております。ただ、これから、この法改正によって、後世の人が見ても、どういう考え方なんだということはやはりきちっとこの委員会での議事録にも残しておかないといけないと思っておりますので、まず、法改正について二、三確認をさせていただきます。

最初に、今回の対象をいわゆるソフト事業、法律用語で言うと「生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業」、こういうように、ここまで拡大するんだと言われておりますけれども、これは一体どういう事業を指すのか、簡潔に答弁をいただきたいと思っております。

○松本大臣政務官 自治体からの要望も踏まえまして、具体的な事業としましては、コミュニティバスの運営費であるとか、あるいは医療費の助成、さらには教育費の助成、子育て支援、高齢者の支援サービス、地域の特産品の開発、防犯パトロールの実施等などが考えられるというふう

に考えております。

○佐藤(茂)委員 今、松本政務官の方から何とか例を出してもらったんですけれども、やはりきちっと規定があるのかどうかということが大事だ。今まではいわゆる箱物だったんです。だから、もう一回、そのソフト事業に範囲がきちっとあるのかどうか、それとも、箱物以外すべてオーケーですよ、そういう形にきちつとなつてくるのか、どの範囲までがソフト事業として認められるのかということについて、防衛省の考え方を確認しておきたいと思ひます。

○松本大臣政務官 重ね重ね済みません。

政令で具体的には定めていくことになりませんが、ハード以外全部認めるということではありませんが、例えば市町村の庁舎等に勤務する職員の人件費等については対象外となるような制約を考へております。

○佐藤(茂)委員 だから、政令で定めるというのは、これはよく役所がやる手なんです。法律の議論のときには基本的に何ら具体的なことを決めで、最終的に法律が通つて期間が経過した時点で、何か国会議員がわからぬうちに政令でばしと物が決まつておるといふような、こんなやり方は、我々も政権におりましたけれども、やはりこれは、政治主導というなら、ある程度この委員会でもうちよつと具体的に、こういうものに使つてこういうものはやるんだという方向性は明確に出した方がいんじゃないでしょうか。

大臣、具体論じゃなくて、そういう考え方はどうなんだということをお聞きしたいと思ひます。

○北澤国務大臣 委員のおっしゃるの、全く私もそうでありまして、私も長いこと野党暮らしをしていて中ではしみじみ感じたのは、この国のあり方というのは何だか。大ざっぱな法律をつくつて、あとは政令、省令だ、こういう話は政治家からすべての権限をとるような話じゃないかというふんまんを持っていた時期もありました。

そういう意味で、今回は、先ほども政務官から

お話を申し上げましたが、長年にわたつて対象地域の市町村長さんたちが持ち寄つた事例を集約して、その中から具体例を列挙して、そしてこの法案をお願い申し上げたことでありまして、私は、基本的には、基地を抱える地域の皆さんの総意が生かされた改正だ、このように思つております。

先ほど政務官が、時間の関係か、細かく申し上げませんでしたでしたが、場合によれば、学力向上サポートだとか外国語講師派遣だとか、そういう細々したことは御説明に上がつてもよろしいかというふうに思ひます。

○佐藤(茂)委員 ですから、法律の方向性として私は正しい方向だと思ひるので、やはり具体論を政令で決められるときに、ぜひ当委員会に、理事会でも、全委員の皆さんが必要だというなら委員会でもいいんですけれども、提示をしていただきたい、そのように思ひますけれども、防衛大臣、いかがですか。

○北澤国務大臣 御趣旨を休して積極的に対応したいと思ひます。

○佐藤(茂)委員 そこで、考え方として最後に一つ確認しておきたいのは、先口、私は、平野委員長も御・緒しまして、全国市議会議長会基地協議会というものに出席をさせていただきました。そのときの要望の中の一つに、「交付金の補助対象施設を拡大するとともに、維持管理費等も補助対象とすること」という項目があるんですね。

要するに、今までも公共用の施設の整備ということでやられていたんじゃないかと私は思つたんですが、そうじゃなくて、こういう要望が上つていて、そういうことは、維持管理費等についてしっかりとやらしてもらいたい、対象にしてみたいという要望がやはり地元からある。

今回のソフト事業への拡大で、こういう公共用の施設の維持管理費等も補助対象となるのかどうか、そこは明確に御答弁いただきたいと思ひます。

○松本大臣政務官 先ほど小原委員の御質問のと

きにも御答弁をいたしました、これまではそういう制約がありました。しかし、今回の改正で、維持管理費も対象に含めていきたいというふうに思ひます。

また、先ほどの答弁、ちよつと言葉足らずで申しわけありませんでした。庁舎等に勤める職員の人件費等は対象としないという制約はありますが、御指摘のように、市町村の意向を踏まえながら、可能な限り、幅広く交付金の対象となるように検討していきたいというふうに思ひます。

○佐藤(茂)委員 それでは、次に、昨日でしたか、予算委員会の基本的質疑で、防衛大臣には申しわけなかったんですが、通告しておきながら質問できなかった。あのときには、とことんクリリーな政治をと言われた菅総理との時間をいただきましたので、その基本姿勢が本物かどうか、そこを見きわめるのにちよつと時間を費やしてしまひまして、そのときの宿題になつておりますけれども、アフガニスタンへの自衛隊医官等の派遣の検討についてお聞きをしておきたいと思ひます。

これが先週ぐらいから報道でも新聞にぎわせております。自衛隊の医官あるいは看護官ら約十人を年内にも派遣する検討を始めた、そういうように言われておりますけれども、一体どこからのニーズで、目的は何なのか、まずお答えいただきたいと思ひます。

○安住副大臣 アフガンは今、佐藤先生御存じのとおり、国の再建途上にあるわけです。そういう中にありまして、いわばISAF等々、今NATOが主導権をとりながら対応してさまざまな事業を行つていますが、その中で、医官、医療の不足というものが再三指摘をされておりました。

もちろん、このミッションについて、それでは我々として検討をして、自衛隊の医官がここに本当に貢献できるかどうか。今の状況等を勘案すれば、非常に難しい問題、クリアしなきゃいけない問題もあるものですから、こは実は省内でも、特に大臣からもあるんですが、では現地を直接見てきて、そしてそういう状況が本当に必要で

あるということを確認した段階で、これに対して具体的な検討をしようという段階に今あるということでございます。

○佐藤(茂)委員 だから、要するに、今の副大臣の答弁でわからないのは、日本が主体的に勝手に判断したのか、それとも、ISAFあるいはNATOあるいはアフガニスタンの現地あるいはアメリカ、こういうところから具体的にニーズがあつたのかどうか。そこについてきちつと御答弁いただきたいと思ひます。

○安住副大臣 不足ということについての指摘は十分いただいているんです、いろいろなところで。それに対して我々として貢献はできないかという検討をしているというのが正確なところなんです。

正式に、例えば何人医官を派遣してくれとかそういう話ではなくて、今の段階では、極めて不足をして非常に困難な状況であるというふうな説明を我々としては受けていて、また、現地のアフガンに駐在する大使等に対して、現地のISAFの責任者の方からそういう指摘があつた。ということは、派遣をしていただければ大変ありがたいという意向があるということだと思ひます。

○佐藤(茂)委員 ただ、今、正式な要請がないというところはもう間違いないですね。そういう指摘がそれぞれいろいろなところでされていけるけれども、正式な要請はどこからもない、それは事実なんです。ちよつと確認しておきたい。

○北澤国務大臣 今も副大臣から答弁がありましたが、さまざまなルートから要請が来ていることは間違いない。しかし、おっしゃるような形で、公式ルートで認定するところまでは至っていない。

そういうことでありますから、危険の察知もなかなか明確にはできませんので、私どもとすれば、まず、ここまで来たら、もうアフガンへ権限移譲が始まつておるわけですから、その権限移譲が始まつておる中で日本がどれだけのことができるか。しかも、それはどうも、いろいろな情報か

らすれば、医療関係に限って日本に要請があるというところでありますので、私は、少しレベルの高い調査団を出して、ISAFの幹部はもちろんであります、アフガンの政府とも話のできるぐらいのレベルで調査に行かせていただければありがたい、こういうふうに思っております。

○平野委員長 少し待ってください。

正式という意味がどういう意味なのかというのが今少し御議論ありますが、追加ですね。安住防衛副大臣。

○安住副大臣 つまり、これは正確にまず言いますと、最近のことかというと、十月二十二日に、ラスマセンNATO事務総長が、一言で言うと呼びかけているんですね、これは日本も対象にもろろ入っているんですね。その呼びかけの中に、NATOのパートナー及び加盟国、パートナーというのは日本も含まれるわけですが、そこに対して、医療も含めて非常に数が足りない、この養成や訓練に人的資源を提供するよう呼びかけるという呼びかけを行っている。

こういうことが正式かと言われるれば、私たちの政府に於て、我が国のだれだれということではないんですが、この呼びかけに対して我々は検討しているということが一例でございます。

○佐藤(茂)委員 そうすると、今、副大臣や防衛大臣のるの答弁を聞いていますと、NATOや、あるいはISAFの方でそういう指摘がある。そういうことなら、今展開されているISAFとの関係は、今回派遣するとなったらどうなるんですか。

○北澤防衛大臣 当然、ISAFのプログラムの中には入ります。しかし、指揮権はあくまでも私の指揮のもとにある、こういうことであります。

○佐藤(茂)委員 そのプログラムの中には入るけれども指揮権は防衛大臣だというのは、どういうことですか。要するに、ISAFの一連の人員として活動するわけでしょう。それが、ISAFの指揮のもとじゃなくて、指揮権というのは防衛大臣にあるというのはどういう動きになるんですか。

すか。

○北澤防衛大臣 アフガンの状況は御案内だと思いますが、我々が万全を期して派遣をしても、もし想定した以上の危険が迫りつつあるということになれば、私のイニシアチブで撤退をする、そういうことが可能な仕組みだというふうに。

○佐藤(茂)委員 そういうことが可能な仕組みというのは、あくまでも今、防衛大臣が思っておられるだけで、これから具体的に交渉していかなあかんことじゃないんですか。具体的に、こっち側が日本としてのある程度の方針を決めて、それで、そういうやり方ができるのかどうかということ、それから交渉していかないといけないということじゃないんですか。

○安住副大臣 もちろん、これから交渉してということなんですが、一般的な事例で見てみますと、もちろん、受け入れる側に、今アフガン国でこういう話があるわけではなくて、ISAFがやはりキャッチャーになるということですね。

そういう中で、では日本はどういうことになるかということ、傘下、傘の下の指揮権には入りませんが、あれから始めの取り決め、締結ということになると思いますけれども、それを結ぶことによって、限定されたミッションにおける派遣ということ、これを、なおかつ防衛大臣の指揮下で行うという取り決めを行う。これは行く場合で、もし万一行くということ想定した場合は、そういう法律の整理をやった上で、なおかつ相手側もその条件をのんでいただくということがあれば、派遣は可能になるのかなということ検討しているということですね。

○佐藤(茂)委員 しかし、これは今、副大臣が言われたように、ISAFの指揮下に入るんでしょ。武力行使の一体化とかさまざまな問題が出てきますよ。要するに、日本の医官なら武力行使する可能性はない。しかし、ISAFは具体的に治安活動をやっておるわけですよ。治安活動どころか戦闘をやっている。その指揮のもとに入るといことは、武力行使の一体化のおそれは当然出て

きますよ。そこは整理されているんですか。

○安住副大臣 ISAF自身が多岐にわたる活動をしていることはもう十分承知です。ですから、我々としては、本当に限られた、その中で、例えばそういう一体とならない活動が取り決めの含まれて可能かどうかということの検討をこれから行うという段階なので、あらかじめ行きますというような話じゃなくて、だからこそ、大臣も、これは総理もそうですが、現地の状況について、しかるべき立場の人間が行って、そこでまず調査をしていくということを含めて検討したらどうだという段階だということでございます。

○佐藤(茂)委員 それで、そういうアフガンの陸上での支援ができるかどうかの考えようとしておられることは我々、別に否定しませんし、ただ、問題は、これが野党民主党時代に言っておられたことと矛盾しないのかどうかということをしつかりと考えてもらいたい。

それは、北澤防衛大臣も参議院の防衛の委員長をされていたときか、その前かわかりませんが、この法の対案を野党民主党は出されたわけですね。そのときに、アフガニスタンの人的貢献の派遣条件というのを設定されたんです。

これは、そのときのことを明らかにしない一年生の方もいらっしゃるから、あえて丁寧に説明しますと、その民主党案によると、アフガニスタンで人道復興支援活動を実施する地域を、抗争停止合意が成立している地域、この抗争停止合意というのとはどういうことかと、アフガニスタンにおける武装集団が行っている武器を用いた不法な抗争を停止し、及びその停止を維持する旨のアフガニスタン政府と当該武装集団等との合意、これを抗争停止合意というんですね、そういう抗争停止合意が成立している地域、または住民の生命若しくは身体に被害が生じることがないと認められる地域」とされていたんです。

それで、我々は、私も衆議院で提案者に質問いたしました。そのときに、本当にそんな抗争停止

合意なんという地域があるのか、テロリストのアルカイダとかタリバンとの抗争停止合意が成立する地域や、また、住民への被害が生じない地域というのを当時のアフガニスタンの国内に見出すことができるんですか、そう質問したら、何と法案提出者は、いや、そんな地域は今ございません。要するに、法案を提出しただけども、その法案のもとに派遣できる地域というのはどこにもないと、そのときに提案者が言われたんです。極めて非現実的な案を出してこられたんですね。

この考え方からすると、今はその二年前よりも、防衛省だから御存じですけども、タリバンは復活してきております。大変な勢力を増してきて、この法案提出の二年前のころよりもアフガニスタン内の状況というのはさらに厳しくなっており、とても従来の民主党の主張されていた派遣条件に合うような地域というのは想定できない、そのように考えるのが当たり前だと思っております。

この派遣を考えるなら、あの当時の民主党の考えは間違っておりまして、そうお認めになってから派遣を考えるべきじゃないかと思うんですね。でも、どうですか。防衛大臣でも副大臣でもいいです。

○安住副大臣 確かに、二〇〇八年は野党でございました。まして、当時の私たちが出した法案について、それは状況というものを正確に把握していなかった、し切れなかった部分もあったかもしれない。

ただ、その後の国際情勢の中で、オバマ政権も誕生し、政権移譲期を限定してアフガンへ増派をして、そして今、治安の維持に努めているわけですね。それで、新しい国家建設が始まる時期というもののタイムリミットが迫っている中で、ISAFの活動において、やはり人を育てていかなければならないというニーズがあるということ、私どもは率直に感じたわけでありまして。

そういう中で、それは矛盾すると言われるけれども、状況の変化の中で、政権与

党として、今このことの検討は十分検討に値するということを考えているということをぜひ御理解いただきたいと思います。

○佐藤(茂)委員 だから、状況の変化はいいんですよ。政権をとられて国際社会のことがいろいろわかった。それはわかるんだけど、あなた方が党内で議論されて、抗争停止合意という珍妙なそういう考え方、あるいは「住民の生命若しくは身体に被害が生じることがない」と認められる地域」という、みずから基本的に議論されて、これでいこうと、そういうように法律という形にされたこのアフガニスタン支援への基本的な派遣条件の考え方、これは間違っていたのかどうなのかというのを簡潔に答弁いただきたいと思うんです。

○安住副大臣 間違っていたかどうかということまでいくと、ちよつと私としては、今、その当時の責任者でもないし、わからないところもありますけれども、考え方を改めるところであれば、それは改めているのかもしれない。

先ほどから申し上げていますように、国際情勢の中で、つまりなぜかという、戦闘行為が激しい地域に、もちろん今の法律体系の中で派遣できるわけがありませんから、想定し得る場所というのは、多分カブールのいわゆる支配下の中の限定された地域ということになると思うんですね、医官の、座学を含めた指導訓練をするわけですから。

そういう点からいうと、二〇〇八年当時の法案で、延長してそのまま継続している部分もあれば、新たな要素を加えた部分もあるというふうに理解をしていた方がよろしいかなと思うっております。

○佐藤(茂)委員 副大臣の答弁ではよくわからない。

要するに、我々は、内容がいいものなら何も反対しませんよ。ただ、野党であろうと与党であろうと、国際平和協力に対してどういう考え方をするのかというのは、党の考え方が問われているわけですから。

けです。

二年前に考えたこういう基本原則というのは、やはり少々、野党だったから勉強不足もあって、間違っておりまして、だから、今新たな与党になって、国際社会の状況もかんがみ、この二年前の考え方は否定をして、しっかりと新たな取り組みをやります、そういうことを言われるなら我々も協力しようと思うんですけれども、そういうみずから縛るようなことをやっておきながら、そんなことはなかったかのように今議論されているというのは、国民から見ても、どう見てもおかしいと思うんです。これはぜひ大臣、答弁いただきたい。

○北澤國務大臣 今御主張になったお気持ちはよくわかります。

私たちは、アフガンへ派遣するということを決めたわけではないのでありまして、今御指摘のあったことも、私もそんなに細かく承知はしていませんでしたが、そういうことも含めて調査をしてきた結果をもとにしてどうするか、こういうふうに決めた。

佐藤先生の論理というか弁舌がなかなか上手で、どんどんどんどん誘導されていって、もう派遣を前提にしたところで議論が深まってきたので私は少し撤退をさせていただきまして、こういう気持ちは、純粋な気持ちからスタートしたわけですね。細かな調査をする、しかもそれはアフガン政府と直接話のできるようなレベルで調査団を派遣したらどうかということを考えておりますので、派遣することを前提にして、あれもこれも、こう言われますとなかなか答弁はしにくくなるわけでありまして、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○佐藤(茂)委員 そうすると、今、報道よりも大分後退しておるわけですね、これから調査しますと。そのときに、最終決定のときには、きょう、よくわからぬ答弁をされてしまったけれども、二年前のこの法案を出されたときのこういう条件に

ついてはどう整理したのか、ここについては、ぜひそのタイミングでは明確にしていいただく必要がある、そのように申し上げておきたいと思ひます。

もう一つは、ほかのことをやりたかったんです、これでいきましょうか。まあいいか、違うものに行きましょう。

もう一つは、日韓の軍事情報包括保護協定、G S O M I A の協議のことについてお聞きしたいと思います。

今まで我が国は、この協定をアメリカとN A T O と結んでおりました。今回、韓国と締結に向けて協議を始められる、そういう目的、ねらいは何か。ぜひ防衛大臣、積極的に会見もされているみたいですから、お答えいただきたいと思ひます。

○北澤國務大臣 これは、御案内のように、韓国の哨戒艇の沈没事件をきっかけにして、日米韓の防衛相会談も開催したり、さまざまなかをやって、非常に連携が必要であるという認識はベースとしてありました。それからまた、事務方同士ではこの問題についてかなり協議をしたケースがあるんですが、ある意味、韓国側の方はネガティブだったわけでありまして。最近の情勢の中からは、もう一度、こういうものがあつてしかるべきか、こういう話が出てきて、私はたまたまそれをいきなりぶら下りの報道で質問されましたので、事の重要性は十分認識しておるが今後正式な協議にしていくなかどうかも含めて検討する、こういうふうに申し上げております。

○佐藤(茂)委員 そこで、これは旧政権の久間大臣、久間さんが大分熱心で、私も決める前にはアメリカ側とも大分議論を、アメリカへ行つてやりとりした覚えがあるんですけども、このG S O M I A をアメリカとN A T O と既に結んでいることによつて、日本の防衛省とか我が国政府に課せられていて、決まり等はあるのか、あるいはそのための法改正、法改正に至らないまでも規則の変更というのはあつたのか、ぜひ御答弁いただきたいと思ひます。

○松本大臣政務官 決まりは、この秘密保護協定で、提供された秘密情報の適切な保護が規定をされておまして、具体的には、秘密情報を受領する締約国における国内法令に従つて、提供側が定めた秘密指定の保持や、受領した秘密情報について、合意された水準での防護、提供された秘密情報を適切に保護するための手続が定められております。

なお、法改正等は行っておりません。

○佐藤(茂)委員 それでは、ちよつと質問通告の内容と変わりますけれども、この提供された情報というのは、国内法にのつとつてという話なんだけれども、日本でいうとどういふ秘密の扱いになるんですか。自衛隊法に基づく防衛秘密になるのか、M D A 法に基づく特別防衛秘密の扱いになるのか、ここはどういう基準になっておりますか。それによつて、要するに漏えいしたときの罰則が大きく、五年、十年で変わってくるので、そこは確認しておきたいと思ひます。

○松本大臣政務官 これは、漏えいした秘密の種類あるいは程度によるというふうには、ケース・バイ・ケースだというふうには思っておりまして、自衛隊法であるとか、あるいは日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法であるとか、それぞれケース・バイ・ケースでございまして。

○佐藤(茂)委員 これはまた引き続き、これから協議を検討するというところで、進みまして段階でしっかりと議論をさせていただきたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○平野委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。きょうは、私、安保委員会で質問をさせていただくことになりましたので。

アメリカの国防総省の顧問をやっているP・W・シンガーさんという方が「ロケット兵士の戦争」という本を出しておられて、これを読みまして、ちよつとN H K の特集でも、「貧者の兵器

とロボット兵器」というのが放映されました。

アメリカ中部の草原に置かれたコンテナの中のコックピットで、一万数千キロ離れたアフガニスタンの山岳地帯の人の姿とか地形をパソコン画面で見ながら無人偵察機を操縦して、そしてミサイルを発射して殺害するということが今行われております。これはタリバンの兵士だけじゃなしに、人は区別が付きませんから、普通の住民であつても多数の人々が犠牲になっています。今、戦争の無人化と、人を殺すことがゲーム感覚で行われる倫理観の喪失という問題が出てきております。

そんなって、十月二十二日には、国連人権理事会の超法規的・即決・恣意的処刑に関する特別報告官のクリストフ・ヘインズさんという方が、国連人権委員会に対して、無人機を使った攻撃の倫理性や合法性について検討する委員会を設置するようにという勧告を報告書でしております。

この無人機につけられる目に当たる部分、高性能カメラ、赤外線カメラ、レーダー追尾装置など複数の設備から成るわけですが、これは日米武器技術協力が進んでいる分野です。

きょうは、まず最初に技官の方へ伺っておきたいのは、航空機搭載への応用のための画像ジャイロの研究を日米共同で実施して、日本では防衛省がこれをやっておりますが、この研究はどういう理由からかを簡潔に伺っておきたいと思ひます。

○秋山政府参考人 お答えいたします。

御指摘の画像ジャイロは、日米共同研究を今やっておりますが、これは、従来の慣性航法装置でありますとかGPSを補完するためのものでございまして、画像を用いまして、自分が撮った画像と内蔵しております画像情報とを照合しながら航法を行うというもので、将来の航空機、無人機等の測位、航法装置として応用できるということで研究をしております。

○吉井委員 要するに、無人機等への応用のための画像ジャイロ共同研究ということなんですが、これは、日米四億円ずつ出して、設計、製作、演算プログラムや解析を行い、従来の慣性航法装置

やGPSを補完、GPSを補完ですから、要するに、GPSが破壊されたりとか情報が切斷された場合、それでも強化できる技術と応用についての情報を得る、これが目的だということを確認しておいていいですね。重ねて聞きます。

○秋山政府参考人 画像ジャイロは航法用のジャイロでございまして、自分でセンサーとして情報をとるものではなくて、所定の位置までみずから運ぶものでございます。当然、慣性航法装置とかGPSの補完でございまして、例えばGPSが機能しない場合に補完的に使うものでござい

ます。ただ、現時点の技術力では、GPS相当の精度を有するものができるといふ見通しにはまだ至っておりません。

○吉井委員 ですから、要するに、現在はまだ研究中だから補完できるところまではいっていないけれども、目指すところは、研究の内容としてはそういうことだということですよ。

これは防衛省技術研究本部が取り組んでいるものですから、当然、設置法二十九条により、この画像ジャイロの研究というのは武器技術の研究ということになりますね。

○秋山政府参考人 防衛省が取り組んでいるのは事実でございまして、武器に当たるかどうかの判断というのは、例えば本件ですと輸出が絡んでおりますので経済産業省の方でされていると思ひますが、我々は、経済産業省は現時点では武器には該当しないと判断されているというふうに承知しております。

○吉井委員 設置法の目的からして、民生用機器だった産業技術総合研究所がやるわけですよ、経産省管轄であれば、防衛省設置法二十九条でやるわけですから、これははっきり、自衛隊の装備品等についての技術的調査研究、考案、設計、試作及び試験並びに自衛隊において必要とされる事項についての調査研究と。ですから、これは武器技術の研究ということをやっているということですね。

○秋山政府参考人 防衛省がやっておりますので、みずからの装備品のための研究であることは間違いございませんが、我々が有している装備品がすべて武器かという点、それはその性質に応じて武器か武器でないかの判断がされるというふう

に承知しております。

○吉井委員 武器が民生用品かという評価をあなたに今求めているんじゃないんで、民生用品だったら、はっきり産総研でやるわけですよ。防衛省は、設置目的は武器技術の研究開発等ですから、だから武器技術ですなということをやっているわけ、やっているものの評価がどっちに当たるとか当たらないとか、武器技術に当たらないものであれば、もともと防衛省、技研がやることとおかしいわけで、そのことを聞いておるんです。

○平野委員長 もう少し明確に答弁してください。

○秋山政府参考人 武器であるかどうかということなんです、その装備品が例えば殺傷能力を持つていてということと武器だというような定義もあろうかと思ひますが、民生用品か武器かというのを完璧に切り分けることは難しいものもございまして、いわゆる両用性があれば、それは武器ではないというふうに言えると思ひます。

我々は、確かにみずからの装備品の研究開発をしておりますが、民間でやつていなければやる必要はないのですが、民間でやつていないこのような画像ジャイロの場合は、武器であろうがなかろうが、必要であれば我々が研究開発する必要があるというふう

に理解しております。

〔委員長退席、神風委員長代理着席〕

○吉井委員 武器あるいは装備品として必要だから技研でやるんですね。そうでなきゃ、民間企業でやるか産総研でやるかという話になるわけで、そういう非常に簡単な話を聞いているんです。余り難しく考えないで言ってもらいたいんですよ。

○秋山政府参考人 まことに申しわけありませんが、武器しか我々が研究開発できないというふう

に限定しておりませんので、装備品が必要であれば、民生品として使用できるものであったとしても、ほかでやつていなければ我々が研究開発をしております。

○吉井委員 こしこの五月ですけども、経産省の柴生田貿易経済協力局長は、画像ジャイロは武器技術ではないと言っているんですね。武器技術でなくて民生品であれば、民間企業が産総研でやる研究なんですよ。それを技研でやるわけですから、これは武器あるいは防衛省の装備品としての研究開発ということになるんでしようということ

を言っているんです。簡単な話なんです。

○秋山政府参考人 装備品の研究開発であることは間違いございません。

○吉井委員 それで、経産省の方が武器技術じゃないと言っているんですけども、実際には、画像ジャイロの日米共同研究は、武器輸出三原則の例外としての、交換公文で言う特別の日米武器技術協力ということになってくると思うんですが、これは大臣の方に伺っておきます。

○秋山政府参考人 画像ジャイロにつきましては、対米武器技術供与の枠組みとしては扱われておりません。

○吉井委員 この画像ジャイロの研究は日米間で共同研究でやつていてということこれはこれまでのやりとりで明らかになっているんです。

ところで、日本でつくった防衛省の先進技術実証機、すなわち航空機のステルス性能の試験をフランス国防装備庁でやつていますね。これは、日仏協定なり覚書に基づく、防衛省からフランス国防省への依頼実験なのか、それとも、防衛省の発注を受けた三菱重工が経産省の貿易経済協力局長の許可を受けてやつてい

るものなのか。こ

っちの方は秋山技官の方でいいですから、聞いておきます。

○秋山政府参考人 御指摘の先進技術実証機の試験はフランスでやつておりますが、これは、契約相手方でありまして三菱重工がフランス企業との契約に基づいてやつております。

これをなぜフランスでやつたかという点、日本

国内で試験ができないということで、三菱がフランスの国防装備庁の施設を使ってやるという前提で、民衆契約でやっております。

○吉井委員 そこで大臣に、なぜそういうことを聞いているかをよく考えたい。だいたいんですけれども、武器輸出三原則があるんですね。これに一つ穴をあけたものとしては、官房長官談話等を十六回ですが、それで対米武器技術供与とか協力とか、この部分については例外扱いしているんです。しかし、その他の国は扱っていないわけですよ。

現実には、何かあたかも簡単なテストをやってもらったぐらいの話で、しかし、アメリカにもそういう装置は当然あるわけですよ。だってアメリカはステルスを開発しているわけですから。それがこういう形で、国と国との間を、きちんと関係を明確にするとか、それをやればいいという話じゃないんですけれども、それがいつの間にか、これは民間レベルの話だということにしてやっていくということになると、これは、武器輸出三原則の見直しを大臣は言っておられるけれども、見直す前から実態はもう行っちゃっているんですよ。私は、そういうことはあまいにしているならぬというふうに思っています。

GPS機能が破壊され、またはGPSの情報がブロックされても、画像ジャイロ機能を取りつけてそれを目にした無人機だったら、みずからの位置を確認しながら飛行して、詳細な戦闘地域の映像を衛星通信で一万キロメートル離れた戦場でない地域のコックピットの中のスクリーンに映し出して、それを見ながら無人機を操縦して、人影などを見つけるとミサイル攻撃ができる。しかも、今の話はステルス性能ですね、レーダーで察知されることなく接近できるという。そのステルス部分をフランスでやってみようという話ですね。

そこで大臣に伺っておきたいのは、一つ一つの要素技術の研究項目は先進技術実証機とか滑空型無人機、画像ジャイロであっても、これは日本自

身が画像ジャイロを目にしたステルス無人機の開発を進めているということになってくるのではないかと思いますが、大臣、どうですか。

○北澤国務大臣 今、吉井議員の武器輸出三原則というものの対する考え方は私も共有しているんです。ですから、私は、もう一度見直すべきである、こういうふうにも思っております。もし、おっしゃる通りに、その事前の中で抜け道を探してやっていると、そのあたりはこれは大変なことですが、承知している範囲では、先ほど秋山から答弁をしたとおりであります。

さらに、RCSの試験模様の輸出ということにつきましても、経産省がこれを一々判定するわけでありまして、この問題についてはまだ経産省の判断というものは私の手元に来ておりませんので、後刻また報告をいたしたいと思っております。

〔神風委員長代理退席、委員長着席〕

○吉井委員 要するに、ステルス性能については、武器輸出三原則の見直しに、私は賛成しているんじゃないですよ、賛成しているんじゃないんだけれども、大臣は見直しを考えている、その前に、実態としては既に武器輸出三原則は、対米技術供与、協力の部分については十六回の官房長官談話等で穴をあけたわけですから、しかし、もうそういうこともなくやられてしまっているのが実態だということをよく見ておかなきゃいけないと思うんです。

それで、画像ジャイロというのは、さっきもお話がありましたように、無人機としての測位、航法装置として期待されると答弁にもあったし、あらかじめ何度かこれはレクチャーで伺っている話ですが、そういうものが画像ジャイロです。

そして、日本航空宇宙工業会のことしの通常総会で森前会長がおっしゃったのは、この先進技術実証機及び無人機研究システムなどを確実に玉成させることが重要だと。要するに、ステルス性能を持った画像ジャイロなどもやって、無人機研究をもっと、無人機をどんどん進めましょうという

期待を非常に込めて語っているわけですよ。

そこで大臣に伺っておきたいのは、日仏共同の武器技術開発など、既に歯どめなく民間の武器技術協力などに走っているわけですが、一九八一年三月三十一日には、大臣のいらつしやる参議院の方でも、当時はいらつしやったかどうか知りませんが、参議院の決議で武器輸出三原則に関する国会決議をやっているんです。

防衛大臣は、武器輸出三原則を国是だと考えておられるのか、それとも、もう国是ではないと考えておられるのか、これを端的に伺います。

○北澤国務大臣 これは、御案内のとおり、四十二年に佐藤総理が国会で答弁をして、それを五十二年に三木総理がさらに範囲を広げた、こういうことでありまして、あくまでも国会答弁であつたわけでありまして、中曽根内閣のときに、これは内閣としての意思だ、こういうふうには答弁されておつたというふうには記憶しております。詳細はちよつと定かではありませんので、もし間違つておれば訂正をしなければなりません。そういう流れの中でありまして、閣議決定と同じような位置づけを中曽根内閣でしたわけでありまして、私は、一連のこの流れをずっと見てきて、今日の国際情勢は大きく変わっていると。

それから、もう一つ私の気持ちの中にありますのは、平和国家としての理念はしっかり守つた上で、一方で枠をはめたのが総理の国会答弁であり、それをまた官房長官の談話でなし崩し的に変えていく、こういう流れはもうとめるべきであるというふうには私は考えております。

一つ、よく私は例にとるんですが、例えば、今、ハイチへ行っています。たかさんの……(吉井委員)その話は、この間、もう会議録を読ませてもらっていますと呼ぶかわかりですね。ああいう外為法に基づいて規制されるようなあり方というのは本来の姿ではない、私はこう思っていますから、反動的な意味で何か武器輸出三原則を変えろと言っているのではないという真意だけは御理解をいただきたいと思ひます。

○吉井委員 今、内閣の方針とかおっしゃったんですが、これは八一年には衆議院でも国会決議、参議院でも国会決議をしているんです。我が国は、日本国憲法の理念である平和国家としての立場を踏まえ、武器輸出三原則並びに昭和五十一年の政府統一方針に基づき実効ある措置をとるということで、これは国会決議でやっているんです。だから、これは国会で決めたんです。官房長官談話の話じゃないんです。それを国是として今までやってきたわけですね。それを国是とお考えになるのか、もう国是ではないと思つていらつしやるのか。

今、抑止力よりも外交力が大事だという時代なんです。世界の大きな流れとしては、そのときに、せつかくこの外交力を強めて平和を維持しようというときに、日本としてはこれは非常に有力な力であつたと思うんですが、この国会決議を国是と考えるのかどうかということを私は伺っているんです。

○北澤国務大臣 参議院の議決というのは、我が国のあり方とすれば極めて重い話でありまして、私自身も参議院に籍を置いておりますので、これは重いものだということに思ひます。しかし、これをもって即国是であるということろまで昇華させるにはまだ至つてはいないのではないかと、十分な国会議論があつてしかるべきだと思います。

○吉井委員 時間が参りましたから終わりますけれども、やはり武器輸出三原則は、抑止力だとか武力による時代から外交力による時代へ、そういう今の時代の流れからしても、実は自信を持って進めていくべきときに、見直しといつて次々と穴をあけていくというやり方はやるべきじゃない、このことを申し上げて、時間が参りましたので質問を終わります。

○平野委員長 次に、服部良一君。

○服部委員 法案審議に入る前に、きょうは先ほど来話が出ております沖縄県知事選の公示日ということですが、前から防衛大臣に一回機会があればちよつとお聞きしたいなと思つていたので、

八月の初めに仲井真知事にお会いになったときに、当選していただきたいというふうに発言されたということですが、そのときはどういふ思いでおっしゃったんでしょうか。

○北澤国務大臣 私のところを訪ねておいでになって、さまざまな御要請もありましたが、現職の知事が、まだあの当時はたしか出馬表明はしていなかったと思いますが、出馬に非常に前向きな環境の中でありましたので、長年私も政治家として選挙をやってきましたから、出る以上は勝たなきゃだめですよ、そういう心情を申し上げたわけです。

○服部委員 仲井真候補を応援したいというおつもりでおっしゃったということなんですか。

○北澤国務大臣 そのときには、反仲井真で、今、伊波さんの強力な支援者である町村長さんたちもおいでになった中で申し上げました。

○服部委員 先ほど、この知事選をかたずをのんで見守るということを二回おっしゃったわけですね。

辺野古の移設については、今、仲井真さんも伊波候補も、両方とも県外だと言っているわけですから、かたずをのんで見守るというのは、本音はやはり仲井真さんに勝っていた方が防衛省としてはやりやすいというようなお気持ち、本音なんではないですか。

○北澤国務大臣 私の気持ちを申し上げますと、沖縄の皆さん方が基地負担を多く抱えて御苦労されておることについては、大きな感謝というほか、ある意味申しわけないという気持ちも強いわけでありまして、その県民が新たな知事を選ぶという大きな課題について高い関心を持って見詰めておる、こういう意味であります。

○服部委員 先週の日曜日、十一月の七日に、沖縄県知事の候補者である前宜野湾市長の伊波さんを激励する集会がございました。私も参加をしてみたいまして、民主党の本土側の、とりあえず某と言うておきますけれども、某国會議員も応援に駆けつけてこられておりまして、大変私も勇気を

もらったわけですね。

実は、一昨日の朝日新聞の「声」の欄に、東京都多摩市の木内さんという十七歳の高校生なんですけれども、投書をされております。ちよつと読ませていただきますと、

民主党は沖縄県知事選挙で同県選出以外の国会議員が候補者応援に入ることを禁じる方針を決めたという。

ちよつと飛ばしまして、幹部はさつさと心変わりして約束を破り、党運営トップの幹事長がこのようなお触れを出し、約束を守ろうと必死で動く議員には邪魔だからしゃしゃり出るなどとも言っているのか。

民主党は、議員一人ひとりが党員である前に国民の負託を受けた国会議員であるということ忘れてはいけない。「沖縄の不公平を是正しよう」という国民の一票を無視しないでほしい。

という、これは十七歳の高校生なんです。

この高校生の声に、一政治家として、大臣、どういふふうな御感想を持たれますでしょうか。

○北澤国務大臣 十七歳の高校生とすれば、的確な社会認識を有しておるというふうに感じます。

○服部委員 的確な、まあそうですね。やはり政治の本質を非常に見抜いているとも言えるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、私は、先ほどの大臣の答弁より、この高校生の声の方がよほど国民に説得力を持つような感じで受けとめているわけです。

十一月の五日に、名護市長それから市議会議長が、名護の市議会の決議を持って政府に要請に来られました。しかし、政務三役は対応せずに、名護市は怒ってしまつて、意見書を渡さずに抗議の記者会見をして帰られたわけですね。

きょう、内閣府の末松副大臣に来ていたでいるんですけれども、内閣府としては、なぜ政務三役で会わないというところにされたんでしょうか。

○末松副大臣 あのとときは、大臣がちよつと委員

会に出ておられたという話でございまして、あと私につきましては、十一月の一日にメドベージェフ・ロシア大統領が国後島に行った、この事態を受けまして、急速週末に根室に行く、こういうことが決まりました、その準備等で忙殺されておりましたので、そこで政策統括官の方が対応することになったというふうを考えております。

○服部委員 新聞によりますと、末松副大臣は、十一月五日の午後の会見で、党との調整が行われてああいふ結果になったということをおっしゃっているわけですね。

今の御答弁は、お忙しいから会えなかったというふうな趣旨のように受けとめられるんですが、党の方からの指示で会うなということになったというふうには、これは末松さん自身が記者会見でおっしゃっているんじゃないですか。

○末松副大臣 私どもは、沖縄振興という立場から、事あるごとに沖縄の市長さんたちとお会いしてきて、そこは今後ともしっかりお会いしていくということでございます。

そこで、あのとときは、党との調整、そして私のスケジュール等を勘案して、それで政策統括官に決まったということをお報告いただいたということ記者会見の席で申し上げたところでございまして、

○服部委員 ちよつと煮え切らない御返事ですけれども、

防衛省は、なぜ政務三役で対応されなかったんでしょうか。

○安住副大臣 多忙でございました。

○服部委員 今、この件で沖縄は大変怒っているんですよ。もう一回市議会決議を上げ直したというふうな声も出ているわけですね。

私は、何でもかきうふうな問題視しているかといひますと、安住副大臣は沖縄県庁で、これは報道ですから正確にどうおっしゃったか知りませんが、国会が落ちついたら前原外務大臣、北澤防衛相とローテーションを組んでお伺いをしたいということをお一方で言われているわけですね。

要するに、説明をきちつとしたいと。

しかし、地元から実際に政府に要請に来られて、会わない。言うていることとやっていることがばらばらじゃないんですか。いかがですか。

○安住副大臣 役所に対するいろいろな要望というのは、先生、基地を抱える、全国の基地から多数おいでになられて、私はあの日、外務委員会質疑をやつて、そのままグアムに飛びましたから、本当に物理的に不可能だったことは御存じだと思います。

ただ、あえて言わせていただきますと、大臣や副大臣が会わないからけしからぬといつて会見をなさる自治体を初めて私は見まして、ちゃんと役所としてはお会いさせていたということ、肩書や官職を持っている者の名前まで出しておるんですから、それを逆に言えば、それじゃ話にならないからといつてキャンセルをなさつて、一方的に記者会見をなさつておられたようですからあえてコメントはしませんけれども、それはそれで、何かそれが沖縄の全体の声だといふふうな認識も私は持っていないんですよ。

私が沖縄にお邪魔したのは、防衛省の代表として、沖縄県に対していろいろな政策をこれから理解していただきたいのでその熱意を伝えさせていたいただいたということですから、何ら矛盾をすることではないと思つています。

○服部委員 いやいや、いつも沖縄の方には誠実に説明をしたんだということをお願いしながら、来られたら会わないという対応をされているので、しかも、仲介しているのは与党の議員ですよ。社民党が仲介しているわけじゃないんですよ。そこが私はどうも理解ができません。先ほどの答弁は、いかにも名護市側に問題があったかのようなニュアンスでちよつと聞こえましたので、これはまた新たな怒りを買ふんじゃないかなというふうには思います。

実は、きのうの予算委員会でも公明党の遠山議員が、この件を官房長官と首相に言われています。官房長官はこれについて、愕然としました、こう

いう答弁をされていますね。それで総理は、大変申しわけなく思っておりますというふうに答弁されているわけですよ。きょうの副大臣の答弁は非常に、名護が悪いんだみたいな感じに私は聞こえるわけですが、防衛大臣、ちよっとお話し申すけれども、よろしいですか。

総理も官房長官も、問題ありということで、申しわけないということできの予算委員会で答弁をされているわけですが、防衛大臣、この際、この場で名護市民にぜひ謝罪していただきたいんですよ。謝罪されるお気持ちはいかがですか。謝罪してください。

○北澤国務大臣 先ほど副大臣からも言われましたが、基地の関係の市町村長さんたちとは積極的に会合をしております。しかし、全国の皆さん方と毎回会えるというわけではないわけでありまして、名護市長さんもその一員であるわけでありまして、副大臣が申し上げたように、こちらもだれが会いますよということはどうも提示してあったようでありまして、もう少し友好的にお互いに便宜を図るという姿の方がよろしいかと思っております。

今、副大臣が申し上げたように、こちらもだれが会いますよということはどうも提示してあったようでありまして、もう少し友好的にお互いに便宜を図るという姿の方がよろしいかと思っております。

○服部委員 謝罪はされないということでしょうか。要するに、一週間前から打診をしているわけですよ。当日や前日に、会わせてくれ、いや、予定が立たないというのはまだ百歩譲ってわかりませんが、やはりこれは防衛大臣、首相と官房長官がきちっときのの予算委員会では謝罪をされているわけですから、防衛省としては知らないというか、何かどうも話のトーンが、名護市側が悪いみたいなトーンで私はずっとさつきから聞こえてくるわけですね。そうじゃないならそうじゃないで、やはりきちっとおっしゃってください。

○北澤国務大臣 沖繩が悪いと言っているわけじゃなくて、委員みずからが政府の対応が悪いといつて最初から決めつけておるから話がかみ合わないのではありません、官房長官も総理も、できる

だけ誠実に政務三役における対応をするようにしていきたいと言っていると思います。官房長官も同趣旨のことを言っておりまして、謝罪はしておりません。

○服部委員 余りこのことで私も時間をとるつもりはなかったんですけれども、総理は、大変申しわけないとおっしゃっているんですよ。これは謝罪ではないんですか。ここは非常に大切なところなので、議事録を見ますと、こういうことなんです。

それは、意見の近い方であろうが違おう方であろうが、できるだけお話を聞くべきだという認識を持っておりまして、いろいろな判断のある意味での不適切からこういうことになったということを変えたいわけではなく思っておりますというのが総理の答弁なんです。

ちよっと私は今、北澤防衛大臣にはそういう意味での誠意を感じることができないんですけれども、どうですか。

○北澤国務大臣 それは、私も同じものを持っておりませんが、確かにここに、申しわけなく思っております、こうありますが、ずっと経緯があるわけですよ。

防衛省が悪い悪いといつて謝罪しろと言われたら、そうすると今度は、こちらとしても誠意を持って対応したということをお知らせをしないわけでありまして、あたかも大変悪いことを防衛省がしたような前提で言われるから、私はそれは防衛省の名誉にかけてもそういうことは申し上げられない。しかも、だれとだれが会いますよということをお断りになっておいた。それではだめだといつてお断りになったのならいいですけども、それを承知の上で防衛省へ来て、政務三役が会わないから役所の中へは入らぬよ、こういう経緯もよくはつきりした上でやっていたのだと思います。

○服部委員 これはあくまで報道ですけども、枝野幹事長代理が党として会うなということを決めて、そしておふれを出したというふうに一部マ

スコミでは報道されているわけですよ。いや、それはまあいいです、それはマスコミの話ですから。ですから、やはりこれは、私が問題にしているのは、辺野古の基地はつくりたい、いや地元は反対だ、そして政府としては誠心誠意説明をしたいたんだ、地元はローテーションまで組んで説得に行きたいんだということをおっしゃりながら、来たら会わない、そういう防衛省としての政務三役の判断はどうですかということを私はお聞きしているわけなんです。

そのことに對して、大変申しわけありませんでしたという首相の答弁というのは、普通の一般の国民からしたら、これは謝罪したと思いますよ。それを、謝罪じゃない、だから謝罪もしたくないし、総理も謝罪ではない、そういうふうに押し切られるわけですね。

○安住副大臣 いや、本当に日程的に全く無理な状態でございましたので、お会いさせていただく担当官も決めて通知をしておきました。

実は、それはもう全国、予算のシーズンになれば、例えば北海道であれば千歳の市長さんが会長さんでおられて、皆さんで上京なさいます。北澤大臣に会えないときは私、私が無理なときは、例えば担当局長とかやっていると、名護市の皆さんだから絶対会わないとかそういう話ではなくて、その日はそういうことだからどうしても、先ほども申し上げましたけれども、私も海外にいるし無理なので、担当の者に対応させていただきますということをお断りしていただけたらということなんです。

しかし、それに対して、大変言葉は恐縮ですけども、それじゃだめだというふうなおしかりをいただいて、そこまでだったらやむを得ないと思えますけれども、お戻りになられてから、何か我々が、例えば私も含めてですけども、意図的に会わないのはおかしいじゃないかと一方的に意見をなさっておられたので、私もから見ると、それはそういうことではないんです。これはうことだということを申し上げています。これは

事実ですから。

○服部委員 その記者会見も、与党の国会議員の仲介で記者会見をやられているんですけれども。きょうは私も、このことでそんなに長引くとは思っていないので、次に行かせていただくんですが、同じ名護の件を、話の流れで。

名護市の米軍再編交付金について、沖繩防衛局が二〇〇九年度に内示した六事業六億円の支給を保留しているということを我が党の照屋議員が質問をして、これは防衛省の嫌がらせではないかという質問をさせていただいております。それに対して、防衛省としては、嫌がらせじゃないんだ、名護市からいまだに交付申請が行われておりませんということをおっしゃっているわけですよ。

それで私、きのう名護にちよっと問い合わせをしたんです。その後どうなりましたかと言ったら、早速その日に名護市が沖繩防衛局に行つて、アポイントをとっていたにもかかわらず、担当者が急病で会えないということで防衛省に会うことができなかった。名護市側は繰越分の交付金交付のために要求された本来必要のない書類まで完備して防衛局に行つたけれども、防衛省が会わないというんですね。一体どうなっているんですか。

○安住副大臣 これは再編交付金という支給金なんです。前政権からずっとやっていると、先ほども申しあげましたけれども、私も海外にいるし無理なので、担当の者に対応させていただきますということをお断りしていただけたらということなんです。

ですから、先生も今お認めになつていらっしゃる、電話したら何かという話ですけども、私どもも聞いているのは、先方、先様の方から、アポイントをとったのをキャンセルなされたという話を聞いているんです。

○服部委員 どうも話がだんだん込み入ってきましたけれども。

いや、だから、地元名護市と何でこういう形でぎくしゃくぎくしゃくしているのか。やはりここは、きちっと防衛省として誠意を持って対応していただかないということですよ。

法案の話に入れませんでしたが、ちよつと一言だけ、法案のことについて言つていきます。

この法案は、基本的には社民党としては賛成ですけれども、最近、十一月三日ですか、私、北谷に行ったら、ちょうど嘉手納のエンジンテストが嘉手納側じゃなくて北谷の方に今来ているという話がありまして、騒音でもうるさいというわけですね。それで、私の友人は、がんで、病院に入院して、家に着いて、家でいつときの療養をしているときに騒音でうるさいという話なんです。ですから、今回ソフト面にも拡大するというところで、医療だとかいろいろ拡大されるということですが、医療費を出さないとじゃなくて、因果関係のない形で医療費を出そうという趣旨だということにお伺いしておりますので、肝心なあのこういう直接の基地被害の防音対策、これはきのう防衛省にお聞きしましたら、申請して、長いケースでは対策に五年ぐらいかかるというんです。予算がないと。

だから、本来のこの法律の趣旨というもので、そして、基地被害で苦しんでいる住民の救済ということがそもそも趣旨だと思つたので、そういう形でこの法案を慎重に運用していただくようにお願いを申し上げまして、質問を終わります。どうもありがとうございます。

○平野委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○平野委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。吉井英勝君。

○吉井委員 私は、日本共産党を代表して、防衛施設周辺環境整備法の一部改正に反対の討論を行います。

防衛施設周辺環境整備法は、一九七四年に制定された法律で、自衛隊と米軍による演習や基地がもたらす障害を防止、軽減、緩和することによつて、基地を安定的に維持することを目的としたも

のです。

とりわけ、同法第九条に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金、いわゆる九条交付金は、ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃、射撃が実施される演習場、港湾などの大規模な防衛施設が所在する地域から、防衛大臣が対象となる防衛施設と関連市町村を指定し、配分額から市町村が選択する公共用施設の整備に対して全額国庫負担で交付するものですが、被害補償としての性格を持つ防音工事や河川、道路の改修などに比べ、基地受け入れに対する見返りとしての性格を色濃く持つものです。

本法案は、九条交付金の対象事業を、従来のいわゆる箱物からソフト事業に拡大するものです。これは、三十五年以上に及ぶ基地周辺対策によつて公共用施設が相当程度整備され、今や、その修繕費や維持管理費が逆に自治体財政の足かせともなっていることから、その使途を拡大することによつて、基地を安定的に維持するためのとして活用し続けようとするものであり、本末転倒と言わざるを得ないものです。

戦闘機や砲撃演習による爆音、流弾、軍人軍属が引き起こす犯罪など、基地が周辺住民にもたらす被害と苦しみは、長年の基地周辺対策によつても解消されることはありません。そればかりか、SACO最終報告や米軍再編合意によつて、基地負担は全国に拡大されています。

政府は、基地のたらい回し政策をやめ、基地の縮小、撤去に努力すべきであり、そのことによつて地域経済の再生、発展のための条件を切り開くべきことを強調して、討論を終わります。

○平野委員長 これにて討論は終局いたしました。

○平野委員長 これより採決に入ります。

第百七十四回国会、内閣提出、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平野委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○平野委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後二時二十七分開議

○平野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま付託になりました内閣提出、防衛省の職員給与等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。北澤防衛大臣。

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○北澤国務大臣 ただいま議題となりました防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、このたび提出された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に準じて防衛省職員の給与について所要の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、一般職の職員の例に準じて、自衛隊教官及び自衛官の俸給月額を改定することとしております。

第二に、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生等に対する期末手当について、支給月数を年間〇・一五月分引き下げることにしております。

第三に、一般職の職員の例に準じて、当分の間、五十五歳を超える職員のうち、行政職俸給表（六級以上）に相当する職員の俸給月額等を減額して支給することとしております。

そのほか、一般職の職員と同様に、十二月期における期末手当の特例措置として、本年四月以降の官民較差解消のための減額調整を行うこととしております。

なお、事務官等の俸給月額の改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数の引き下げについては、一般職の職員の給与に関する法律の改正によつて、一般職の職員と同様の改定が防衛省職員についても行われることとなります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○平野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十九分散会

防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一号）の一部を次のように

改正する。

第九条第一項中「整備」の下に「又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業」を加え、同条第二項中「の整備」の下に「又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業であつて政令で定めるもの」を加える。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に改正前の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第九条第一項の規定により指定されている特定防衛施設又は特定防衛施設関連市町村は、それぞれ改正後の同項の規定により指定された特定防衛施設又は特定防衛施設関連市町村とみなす。

3 この法律による改正後の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第九条第二項の規定は、平成二十二年度の予算に係る特定防衛施設周辺整備調整交付金から適用し、平成二十一年度の予算に係る特定防衛施設周辺整備調整交付金で翌年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

理由

防衛施設周辺地域における生活環境等の整備に係る需要が多様化していること等にかんがみ、特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に当たつて特に配慮すべき市町村の事業並びに特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付の対象となる事業として、公共用の施設の整備に加えて、その他の生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業を規定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一

部を改正する法律

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改める。

附則第五項を次のように改める。

5 一般職給与法附則第八項の規定は、職員の俸給月額、専門スタッフ職調整手当、地域手当及び広域異動手当の支給について準用する。この場合において、同項中「号俸でないもの」とあるのは「号俸でないもの及び二等陸佐、二等海佐又は二等空佐以上の自衛官（防衛省の職員の給与等に関する法律昭和二十七年法律第二百六十六号）第六条の規定の適用を受ける自衛官、医師又は歯科医師である自衛官及び自衛官である再任用職員を除く。）であつてその号俸がその階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては同法別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下この項において同じ。）における最低の号俸でないもの」と、同項第一号中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級」と読み替えるものとする。

附則中第六項を第十項とし、第五項の次に次の四項を加える。

6 当分の間、前項において準用する一般職給与法附則第八項に規定する特定職員（以下単に「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日

（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 第二十三条第一項の規定により支給される俸給月額、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当 前項において準用する一般職給与法附則第八項第一号から第四号までに定める額並びに第十八条の二第二項の規定によりその例によることとされる一般職給与法附則第八項第六号及び第七号に定める額

二 第二十三条第二項又は第三項の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末手当 前項において準用する一般職給与法附則第八項第一号、第三号及び第四号に定める額（以下この項においてこれを「俸給減額基本額等」と総称する。）並びに第十八条の二第二項の規定によりその例によることとされる一般職給与法附則第八項第六号に定める額（第四号及び第五号において「期末手当減額基本額」という。）に百分の八十を乗じて得た額

三 第二十三条第四項の規定により支給される俸給月額、地域手当及び広域異動手当 俸給減額基本額等に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

四 第二十三条第五項の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末手当 俸給減額基本額等及び期末手当減額基本額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

五 第二十三条第六項の規定により支給される期末手当 期末手当減額基本額に百分の

八十を乗じて得た額（同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、期末手当減額基本額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

六 第二十四条の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当 俸給減額基本額等並びに第十八条の二第二項の規定によりその例によることとされる一般職給与法附則第八項第六号及び第七号に定める額

7 前二項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合におけるこれらの項の減する額の計算その他これらの規定の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

8 一般職給与法附則第十項の規定は、特定職員が第十四条第二項において準用する一般職給与法第十六条から第十八条までの規定により支給される超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の算定について準用する。

9 退職の日において附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項の規定の適用を受ける若年定年退職者に対する第二十七条の三第二項の規定（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百二十二号）附則第十六条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、第二十七条の三第二項中「受けていた俸給月額」とあるのは「受けていた附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する俸給月額から減じた額」と、政令で定める俸給月額」とあるのは「同号に定める額に相当するものとして政令で定める額に相当する額を政令で定める俸給月額から減じた額」とする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条－第五条関係）

職 員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級
	号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円
	1	192,800	330,600
	2	194,500	332,900
	3	196,200	335,200
	4	197,900	337,500
	5	199,700	339,800
	6	201,400	342,100
	7	203,100	344,400
	8	204,800	346,700
	9	206,600	348,900
	10	208,500	351,100
	11	210,400	353,300
	12	212,300	355,500
	13	214,000	357,700
	14	216,000	359,700
	15	218,000	361,800
	16	220,000	363,900
	17	221,900	365,900
	18	224,600	367,900
	19	227,300	369,900
	20	230,000	371,900
	21	232,800	374,000
	22	235,700	376,000
	23	238,600	378,000
	24	241,500	380,000
	25	244,300	381,600
	26	247,100	383,500
	27	249,900	385,400
	28	252,700	387,300
	29	255,500	389,200
	30	258,100	391,200
	31	260,700	393,200
	32	263,300	395,200
	33	265,700	397,100
	34	268,300	398,800
	35	270,800	400,500
	36	273,300	402,300
	37	275,800	403,900
	38	278,400	405,500
	39	281,000	407,100
	40	283,600	408,700
	41	286,100	410,400
	42	288,700	412,000
	43	291,200	413,600
	44	293,700	415,200
	45	296,000	416,900
	46	298,700	418,500
	47	301,400	420,100
	48	304,100	421,700

再任用職員以外の職員

49	306,600	423,400
50	309,100	425,000
51	311,600	426,600
52	314,100	428,200
53	316,500	429,900
54	318,700	431,500
55	320,900	433,100
56	323,100	434,700
57	325,400	436,400
58	327,600	438,000
59	329,800	439,500
60	331,900	441,100
61	334,100	442,800
62	336,300	444,400
63	338,500	446,000
64	340,700	447,600
65	342,900	449,300
66	345,100	450,900
67	347,300	452,500
68	349,500	454,100
69	351,500	455,700
70	353,600	457,300
71	355,700	458,900
72	357,800	460,500
73	359,600	462,000
74	361,500	463,000
75	363,500	464,000
76	365,400	465,000
77	367,400	465,800
78	369,100	
79	370,800	
80	372,500	
81	374,200	
82	375,700	
83	377,200	
84	378,700	
85	380,200	
86	381,700	
87	383,200	
88	384,700	
89	386,100	
90	387,500	
91	388,900	
92	390,300	
93	391,800	
94	393,100	
95	394,400	
96	395,700	
97	397,100	
98	398,100	
99	399,200	
100	400,300	
101	401,400	
102	402,500	

	103	403,600	
	104	404,700	
	105	405,600	
	106	406,600	
	107	407,600	
	108	408,600	
	109	409,500	
	110	410,400	
	111	411,300	
	112	412,200	
	113	412,900	
	114	413,700	
	115	414,500	
	116	415,300	
	117	416,100	
	118	416,900	
	119	417,600	
	120	418,400	
	121	419,200	
	122	419,700	
	123	420,200	
	124	420,700	
	125	421,100	
	126	421,600	
	127	422,100	
	128	422,600	
	129	423,000	
	130	423,500	
	131	424,000	
	132	424,500	
	133	424,900	
	134	425,400	
	135	425,900	
	136	426,400	
	137	426,800	
再任用職員		278,600	336,700

41	603,800	557,100	522,200	482,900	446,000	414,700	351,900	320,800	299,600	293,000	285,900	270,100
42	605,100	558,300	523,100	483,000	448,100	416,900	354,000	322,900	301,600	300,900	287,600	271,600
43	606,400	559,500	524,000	484,700	450,200	419,100	356,100	325,000	303,600	302,800	289,400	273,100
44	607,700	560,700	524,900	485,600	452,300	421,300	358,200	327,100	305,600	304,700	298,700	274,600
45	608,800	561,800	525,900	486,600	454,300	423,400	360,200	329,000	307,500	306,500	299,500	276,200
46			526,800	487,500	456,100	425,500	362,100	331,200	309,500	308,400	302,400	277,700
47			527,700	488,400	457,900	427,600	364,000	333,400	311,500	310,300	304,300	279,200
48			528,600	489,300	459,700	429,700	365,900	335,600	313,500	312,200	306,200	280,700
49			529,500	490,300	461,500	431,900	367,900	337,600	315,400	313,900	307,900	282,200
50			530,400	491,200	462,800	433,300	369,900	339,700	317,400	315,800	309,800	283,900
51			531,300	492,100	464,100	434,700	371,900	341,800	319,400	317,700	311,700	285,600
52			532,200	493,000	465,400	436,100	373,900	343,900	321,400	319,600	313,600	287,300
53			533,000	494,000	466,500	437,500	375,900	345,800	323,300	321,300	315,300	288,900
54			533,900	494,900	467,800	438,600	377,800	347,800	325,300	323,200	317,100	289,400
55			534,800	495,800	469,100	439,700	379,700	349,800	327,300	325,100	318,900	290,900
56			535,700	496,700	470,400	440,800	381,600	351,800	329,300	327,000	320,700	292,400
57		536,500	497,700	471,700	441,800	383,400	353,800	331,400	331,400	328,800	322,500	293,900
58			498,600	472,700	442,800	385,300	355,600	333,400	333,400	330,800	324,600	295,000
59			499,500	473,700	443,800	387,200	357,400	335,400	335,400	332,600	326,400	296,500
60			500,400	474,700	444,800	389,100	359,200	337,400	337,400	334,800	328,200	298,000
61			501,400	475,700	445,700	391,000	361,000	339,300	339,300	336,700	330,100	299,500
62			502,300	476,700	446,500	392,800	362,800	341,300	341,300	338,700	332,100	300,900
63			503,200	477,700	447,300	394,600	364,600	343,300	343,300	340,700	334,100	302,200
64			504,100	478,700	448,100	396,400	366,400	345,300	345,300	342,700	335,400	303,800
65			505,100	479,600	449,000	398,300	368,100	347,300	347,300	344,700	337,200	306,100
66			506,000	480,500	449,800	400,100	370,000	349,200	349,200	346,500	338,900	307,300
67			506,900	481,400	450,600	401,900	371,900	351,100	351,100	348,300	340,600	308,500
68			507,800	482,300	451,400	403,700	373,800	353,000	353,000	350,100	342,300	309,700
69			508,800	483,000	452,100	405,300	375,500	354,700	354,700	351,800	344,000	310,800
70			509,700	483,900	453,000	406,800	377,400	356,500	356,500	353,600	346,900	311,700
71			510,600	484,800	453,900	408,300	379,300	358,300	358,300	355,400	348,700	312,600
72			511,500	485,700	454,800	409,800	381,200	360,100	360,100	357,200	350,500	313,500
73			512,500	486,600	455,500	411,200	382,900	361,800	361,800	359,100	352,300	314,300
74			513,400	487,500	456,400	412,500	384,800	363,700	363,700	360,900	354,100	
75			514,300	488,400	457,300	413,800	386,700	365,600	365,600	362,700	355,900	
76			515,200	489,300	458,200	415,100	388,600	367,500	367,500	364,500	357,700	
77			516,200	490,200	459,000	416,300	390,300	369,300	369,300	366,300	359,300	
78			517,100	491,100	459,900	417,400	392,100	371,100	371,100	368,100	361,100	
79			518,000	492,000	460,800	418,500	393,900	372,900	372,900	369,900	362,900	
80			518,900	492,900	461,700	419,600	395,700	374,700	374,700	371,700	364,700	
81			519,900	493,700	462,300	420,800	397,400	376,400	376,400	373,500	366,500	
82				494,600	463,200	421,600	399,100	378,200	378,200	375,200	368,200	
83				495,500	464,100	422,400	400,800	380,000	380,000	376,900	369,900	
84				496,400	465,000	423,200	402,500	381,800	381,800	378,600	371,600	
85				497,100	465,700	423,900	404,200	383,500	383,500	380,200	373,200	
86				498,000	466,600	424,800	405,100	385,200	385,200	381,900	374,900	
87				498,900	467,500	425,700	407,200	386,900	386,900	383,600	376,600	
88				499,800	468,400	426,500	408,700	388,600	388,600	385,300	378,300	
89				500,500	469,100	427,400	410,000	390,300	390,300	386,800	379,800	
90				501,400	470,000	428,300	411,200	392,000	392,000	388,400	381,400	
91				502,300	470,900	429,200	412,400	393,700	393,700	389,000	382,400	
92				503,200	471,800	430,100	413,600	395,400	395,400	391,600	384,600	

93	503,900	472,500	431,100	414,900	397,000	393,100	386,000	384,100	368,400
94	504,800	473,400	431,900	415,900	398,700	394,800	387,700	385,600	369,600
95	505,700	474,300	432,700	416,900	400,400	396,500	389,400	387,100	370,800
96	506,600	475,200	433,500	417,900	402,100	398,200	391,100	388,600	372,000
97	507,300	475,900	434,400	418,900	403,700	399,700	392,600	390,200	373,300
98		476,800	435,200	419,800	405,100	401,000	393,900	391,400	374,300
99		477,700	436,000	420,700	406,500	402,300	395,200	392,600	375,300
100		478,600	436,800	421,600	407,900	403,600	396,500	393,800	376,300
101		479,300	437,700	422,600	409,200	405,000	397,900	395,000	377,400
102		480,200	438,500	423,500	410,300	406,100	399,000	395,900	378,300
103		481,100	439,300	424,400	411,500	407,200	400,100	396,800	379,200
104		482,000	440,100	425,300	412,500	408,300	401,200	397,700	380,100
105	482,700		441,000	426,000	413,500	409,300	402,200	398,400	381,100
106			441,800	426,900	414,500	410,400	403,300	399,400	382,000
107			442,600	427,800	415,500	411,500	404,400	400,400	382,900
108			443,400	428,700	416,500	412,600	405,500	401,400	383,800
109			444,100	429,700	417,600	413,700	406,500	402,300	384,800
110			445,000	430,600	418,500	414,700	407,500	403,200	385,700
111			445,900	431,500	419,400	415,700	408,500	404,100	386,600
112			446,800	432,400	420,300	416,700	409,500	405,000	387,500
113			447,500	433,100	421,300	417,700	410,300	405,900	388,500
114			448,300	433,900	422,300	418,800	411,300	406,800	
115			449,100	434,700	423,300	419,900	412,300	407,700	
116			449,900	435,500	424,300	421,000	413,300	408,600	
117			450,800	436,400	425,300	421,900	414,100	409,500	
118			451,600	437,200	426,200	422,900	415,000	410,400	
119			452,400	438,000	427,100	423,900	415,900	411,300	
120			453,200	438,800	428,000	424,900	416,800	412,200	
121			454,100	439,700	428,900	425,700	417,700	412,900	
122			454,900	440,500	429,700	426,600	418,600	413,800	
123			455,700	441,300	430,500	427,500	419,500	414,700	
124			456,500	442,100	431,300	428,400	420,400	415,600	
125			457,400	443,000	432,200	429,300	421,300	416,300	
126			458,200	443,800	433,100	430,200	422,200	417,200	
127			459,000	444,600	434,000	431,100	423,100	418,100	
128			459,800	445,400	434,900	432,000	424,000	419,000	
129			460,700	446,300	435,700	432,800	424,700	419,700	
130				447,100	436,600	433,700	425,600		
131				447,900	437,500	434,600	426,500		
132				448,700	438,400	435,500	427,400		
133				449,600	439,100	436,200	428,100		
134				450,400	439,900	437,100	429,000		
135				451,200	440,700	438,000	429,900		
136				452,000	441,500	438,900	430,800		
137				452,900	442,400	439,600	431,500		
138				443,200	440,500	441,400	432,400		
139				444,000	441,400	442,300	433,300		
140				444,800	442,300	443,200	434,200		
141				445,700	443,000	443,900	434,900		
142				446,500	443,800	444,800			
143				447,300	444,600	445,700			
144				448,100	445,400				

	145								449,000	446,400									-
其他職員	-	516,700	472,500	456,600	400,300	360,700	341,900	308,800	289,600	283,800	283,600	276,900	273,100	264,900	247,600	-			-

備考 1 統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の「欄」に定める額の俸給を支給するものとする。

この表の陸将補、海将補及び空将補の一欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考一の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の一欄又は二欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

四 退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

第二条 防衛省の職員との給与等に関する法律の部を次のように改正する。

第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三條 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「相當する額」の下に「〔防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項に規定する特定職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額〕を加え、同項第一号中「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に改め、同項第二号中「百分の九十九・六八」を「百分の九十九・四四」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる職員以外の職員（一般職給与法別表第八イの適用を受ける職員、医師又は歯科医師である自衛官及び防衛省職員給与法第四条第三項に規定する第二号任

期付研究員を除く。） 百分の九十九・八二
附則第十六条第二項中「百分の九十九・七六」
を「百分の九十九・五九」に改める。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条及び附則第六条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

(最高の号俸を超える俸給月額の切替え)

第二條 この法律の施行の目（以下この条において「施行日」という。）の前日において防衛省の職員^一の給与等に関する法律第五條第四項若しくは第五項、第六條の二第二項又は第七條第二項の規定による俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額^二は、防衛省令で定める。

(平成二十二年十二月三十一日までの間の医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額)

第三条 医師又は歯科医師である自衛官(防衛官の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。)の俸給月額は、第一条の規定による改正後の同法別表第二の規定にかかわらず、平成二十二年十二月三十一日まで

(平成二十二年十二月に支給する期末手当に關

の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の階級に定める官職を占める者で政令で定めるものとする。

び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

員で政令で定めるものを除く。) については、この表の規定にか

する特例措置)

第四条 防衛省の職員^一の給与等に関する法律第十八条の二第一項又は第十八条の二の二の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号。以下「一般職給与

改正法」という。)附則第三条の規定の適用については、同条第一項第一号中「若しくは医療職俸給表(一)」とあるのは、「防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六

号)別表第一自衛隊教官俸給表若しくは同法別表第二自衛官俸給表の適用を受ける職員でその職務の級若しくは階級(当該階級が一等陸佐、

一等海佐又は一等空佐である場合にあつては、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。)及び号俸が防衛省の

職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）附則別表の

俸給表欄、職務の級又は階級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（同法第一条の規定による

改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項の規定が施行されていたとした場合に

においても同項において準用する改正後の給与法附則第八項の規定の適用を受けず、かつ、防衛

庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百二十二号）附則第十

摩給を支給するものとする。

[illegible]

らず、その者の退職の日の前日に属していた階級の

五條の規定の適用を受けない職員に限り、医師

又は齒科医師である自衛官を除く。）、医師若しくは齒科医師である自衛官、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。）、防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第四項ただし書の規定の適用を受ける

ける自俸官若しくは医療職俸給表」と、「及び
 特地勤務手当(給与法第十四条の規定による手
 当を含む。）」とあるのは、「特地勤務手当(給与
 法第十四条の規定による手当を含む。)、航空手

当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び營外手当」と、同条第二項中「防衛省の職員」の給与等に関する法

律(昭和二十七年法律第二百六十六号)」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」とする。

（平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する読替え）

第五条 一般職給与改正法附則第四条の規定は、平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職

員に対する第一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項におい

て準用する一般職給与改正法第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律

(昭和二十五年法律第九十五号)附則第八項の規定の適用について準用する。この場合におい

て、一般職給与改正法附則第四条中「一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）」とあるのは、「防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）」と読み替えるものとする。

2 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する第一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律附則第六項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）の施行の日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「同日後」とする。

（平成二十三年四月一日における号俸の調整）

第六条 一般職給与改正法附則第五条第一項の規定は、平成二十三年四月一日において四十三歳に満たない職員について準用する。この場合において、同項中「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（ ）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の（ ）欄をいい、等海佐及び一等空佐の（ ）欄、（ ）欄又は（ ）欄をいう。）に」と、「受けるもの」とあるのは「受けるもの、同法第六条の規定の適用を受ける自衛官」と、同法附則第八項第五項とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第五項第二項において準用する給与法第八項第五項」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

医師である自衛官であつて防衛省の職員の給与等に関する法律第五項第四項及び第五項の規定の適用を受けるものの同日における俸給月額が、一般職の職員の給与に関する法律別表第八イの適用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との均衡を失すると認められるときは、同日における当該俸給月額に同表の適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める額を加えた額をその者の俸給月額とする。

3 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する第一項において準用する一般職給与改正法附則第五条第一項の規定の適用については、同項中「とするとあるのは、とするとあるものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の通常の勤務時間として防衛省令で定めるもの、除して得た数とすると読み替えるものとする、その者の俸給月額は、当該号俸に次的一条を加える。」と読み替えるものとする。

4 前項の規定は、国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第二十二條の規定による勤務をしている職員について準用する。

5 国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七條第一項において準用する同法第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第一項において準用する一般職給与改正法附則第五條第一項の規定の適用については、同項中「とするとあるのは、とするとあるものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七條第一項において準用する同法第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の通常の勤務時間として防衛省令で定めるもの、除して得た数（以下この号及び次号

者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七條第一項において準用する同法第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の通常の勤務時間として防衛省令で定めるもの、除して得た数とすると読み替えるものとする。

（政令への委任）
第七條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第八條 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。
附則に次の一条を加える。

（育児短時間勤務職員等である防衛省の職員に関する読替え）

第三條 第二十七條第一項において準用する第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項において準用する給与法附則第八項第一号及び第二号の規定の適用については、同項第一号中「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七條第一項において準用する同法第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の通常の勤務時間として防衛省令で定めるもの、除して得た数（以下この号及び次号

において「算出率」という。）を乗じて得た額（を減じた額」とあるのは「算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第二号中「を減じた」とあるのは「算出率を乗じて得た額を減じた」と読み替えるものとする。

2 第二十七條第一項において準用する第二十二條の規定による勤務をしている職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項において準用する給与法附則第八項第一号から第四号までの規定により給与が減ぜられて支給される場合における第二十七條第一項において読み替えて準用する第二十二條の規定の適用については、同条中「及び第二十七條第二項」とあるのは、「第二十七條第二項及び附則第三條第一項」と読み替えるものとする。

3 第二十七條第一項において準用する第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項において準用する給与法附則第八項第一号及び第二号の規定の適用については、同項第一号中「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七條第一項において準用する同法第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の通常の勤務時間として防衛省令で定めるもの、除して得た数（以下この号及び次号において「算出率」という。）を乗じて得た額（を減じた額」とあるのは「算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第二号中「を減じた」とあるのは「算出率を乗じて得た額を減じた」と読み替えるものとする。

附則別表(附則第四条関係)

俸給表	職務の級又は階級	号俸
自衛隊教官俸給表	一級	一号俸から七十二号俸まで
	二級	一号俸から二十四号俸まで
	一等陸佐(三)	一号俸から八号俸まで
	一等海佐(三)	
	一等空佐(三)	
	二等陸佐	一号俸から三十二号俸まで
	二等海佐	
	二等空佐	
	三等陸佐	一号俸から八十号俸まで
	三等海佐	
	三等空佐	
	一等海尉	一号俸から百二十九号俸まで
	一等空尉	
	二等陸尉	一号俸から百三十七号俸まで
自衛官俸給表	二等海尉	
	二等空尉	
	三等陸尉	一号俸から百四十五号俸まで
	三等海尉	
	二等空尉	
	准陸尉	一号俸から百四十五号俸まで
	准海尉	
	准空尉	
	陸曹長	一号俸から百四十一号俸まで
	海曹長	
	空曹長	
	一等陸曹	

一等海曹	一号俸から百二十九号俸まで
二等空曹	
二等陸曹	一号俸から百十三号俸まで
二等海曹	
二等空曹	
三等陸曹	一号俸から七十三号俸まで
三等海曹	
三等空曹	
陸士長	号俸から三十三号俸まで
海士長	
空士長	
一等陸士	一号俸から十三号俸まで
一等海士	
一等空士	
二等陸士	一号俸から九号俸まで
二等海士	
二等空士	

理由
一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十二年十一月二十四日印刷

平成二十二年十一月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A